

令和2年度地域包括支援センター運営方針

高齢者が住み慣れた地域で尊厳あるその人らしい生活を続けられるよう、要介護状態又は要支援状態(以下「要介護状態等」という。)となることを予防し、社会参加の促進を図るとともに、地域における包括的な相談及び支援体制、在宅医療と介護の連携体制及び認知症の人への支援体制の構築等を一体的に推進することを目的とした中核機関として、介護保険法第115条の46に規定する地域包括支援センターを設置します。

地域包括支援センターは、「鶴岡市高齢者福祉計画 第7期介護保険事業計画」の基本理念である「誰もが、いつまでも生き活きと暮らし続けられる地域社会の実現」を目指し、地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。

1. 地域包括支援センターの機能強化

高齢化の進展により、一人暮らし高齢者や認知症高齢者等要援護高齢者が増加の一途をたどる中で、相談内容は多様化・深刻化しているため、センター職員の質の向上を図ると共に、適切に保健、医療、福祉サービス、又は各種制度に繋ぎ、総合相談の拠点として機能の充実を図る。

市が運営支援と進捗管理を行うと共に、地域包括支援センター運営協議会による評価、PDCAサイクルの充実等により、継続的な評価・点検を強化する。地域包括支援センターの取組に関する情報公表を行うことにより市民に開かれた地域包括支援センターを目指す。

2. 介護予防の推進

要介護状態等になることを予防するために、介護予防の意欲を喚起し、日常生活での取組みが継続するよう支援を行い、自立支援に向けた適切なケアマネジメントを行う。自立に向けた行動変容を促し、個人のニーズに応じた適切なサービスや社会資源を活用した目標志向型ケアマネジメントを行う。

高齢者が元気な時からの切れ目ない介護予防を継続するため、身近な地域で「住民主体の通いの場づくり」を推進する。

3. 認知症施策の推進

国の「認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～」を受け、日常生活圏域ごとの社会資源や、地域課題の把握を行い、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療・介護サービスの適切な提供や連携を推進し、地域の見守りなども含めた切れ目のない支援体制の構築を進める。

認知症の人や家族の視点を重視し、地域の共生の拠点づくり（認知症カフェなど）を推進する。

4. 地域ケア会議（個別会議）の実施と地域ケアネットワーク体制の推進

地域ケア推進担当者（地域包括支援センター専門職、生活支援コーディネーター、社会福祉協議会職員、健康課保健師、市民福祉課職員等）が連携しながら、日常生活圏域ごとに地域ケア会議（個別会議）を実施し、自立支援・課題解決をはじめ、地域課題の把握に努める。地域ケアネットワーク会議等を町内会等の小単位生活圏域で実施し、地域の保健、医療、福祉などの多職種との協働や、インフォーマルサービスなど様々な地域資源による支援体制の構築を図る。

また、総合事業の事業対象者を含む要支援等認定者と要介護1、2を対象に、専門職参加による自立支援型地域ケア会議を開催し、高齢者が自立して暮らすことができるためのケアマネジメント支援や、自立を進めるために不可欠な社会資源等の把握等に努める。

5. 総合的な相談支援の確立

高齢者等の様々な相談にワンストップで応じ、適切に保健・医療・福祉サービス、又は各種制度に繋ぎ、総合相談の拠点として機能の充実を図る。潜在している要援護高齢者を早期に発見し、適切な相談支援に繋げる。

6. 高齢者の権利擁護の推進

地域の住民、民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、成年後見制度の活用や高齢者虐待対応、消費者被害の防止等の高齢者の権利擁護のための支援をしていく。

7. ケアマネジメントの質の向上・平準化

高齢者の自立支援に向け、介護保険事業者連絡協議会や医療機関等と連携するとともに、介護支援専門員の資質向上を図り、ケアマネジメント支援体制を強化する。

介護支援専門員のケアプラン内容等を検証し、課題の把握に努めるとともに介護保険制度の健全かつ円滑な運営及びケアマネジメントの技術的向上に取組む。

8. 災害時要援護高齢者の把握と救援支援

地域の災害リスクを事前に把握し、地域防災組織等で作成する要援護高齢者の災害時避難支援体制・救援体制について情報収集し効率的、効果的支援につなげる。

令和2年度 地域包括支援センター運営活動計画書

地域包括支援センター名： 地域包括支援センターかたりあい 管理者名： 今野博美

重点事項	重点活動方針	具体的事業			
		全市	各センター(内容、時期・回数等)	時期	
1. 地域包括支援センターの機能強化	<p>高齢化の進展により、一人暮らし高齢者や認知症高齢者等要援護高齢者が増加の一途をたどる中で、相談内容は多様化・深刻化しているため、センター職員の質の向上を図ると共に、適切に保健、医療、福祉サービス、又は各種制度に繋ぎ、総合相談の拠点として機能の充実を図る。</p> <p>市が運営支援と進捗管理を行うと共に、地域包括支援センター運営協議会による評価、P D C Aサイクルの充実等により、継続的な評価・点検を強化する。地域包括支援センターの取組に関する情報公表を行うことにより市民に開かれた地域包括支援センターを目指す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①センター職員資質向上研修の実施 ②センター職員の相談支援体制の整備 ③地域包括支援センターヒアリング ④地域包括支援センター運営協議会の開催 ⑤地域包括支援センターの周知及び情報公開 	年1回 年1回 年2回 年度内	<ul style="list-style-type: none"> ○関連研修等へ積極的に参加し、法人のガイドラインに沿った目標設定、運営活動計画を確認しながら、機能の強化を図る。 ○システムや電子会議室、メールを活用し、センター内で速やかな情報共有を図る。 ○地域行事やサロン、会議の場を利用し、パンフレット等を活用し広く周知を図る。 	随時 随時 随時
2. 介護予防の推進	<p>要介護状態等になることを予防するために、介護予防の意欲を喚起し、日常生活での取組みが継続するよう支援を行い、自立支援に向けた適切なケアマネジメントを行う。自立に向けた行動変容を促し、個人のニーズに応じた適切なサービスや社会資源を活用した目標志向型ケアマネジメントを行う。</p> <p>高齢者が元気な時からの切れ目ない介護予防を継続するため、身近な地域で「住民主体の通いの場づくり」を推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①要支援認定者・事業対象者の介護予防ケアマネジメントの実施 ②高齢者サロンや、介護予防講座の開催及び拡大 ③保健師等資質向上研修会の開催 ④自立支援型地域ケア会議の開催 ⑤総合事業のケアマネジメントの適正な実施 	随時 随时 定期 随时	<ul style="list-style-type: none"> ○各地域の進捗状況に合わせ、生活支援コーディネーターや推進担当者等と連携し、自事業(なり元気塾)の活用や百歳体操等の情報提供をし、通いの場づくりに努める。 ○自立支援型地域ケア会議に参加し、多職種による助言やケアプラン点検結果報告書等をマネジメントに活かす。 ○研修への参加、自主研修等を継続し、個別性に配慮したマネジメントを心がける。また、法人内で総合事業に関する情報交換を定期的に行うとともに、委託事業所と連携したマネジメントに努める。 	随時 随時 随時
3. 認知症施策の推進	<p>国の「認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～」を受け、日常生活圏域ごとの社会資源や、地域課題の把握を行い、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療・介護サービスの適切な提供や連携を推進し、地域の見守りなども含めた切れ目のない支援体制の構築を進める。</p> <p>認知症の人や家族の視点を重視し、地域の共生の拠点づくり(認知症カフェなど)を推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①認知症サポーター養成講座の開催 ②認知症ケアパスの活用 ③認知症連絡箋の活用 ④認知症を理解する教室の開催 ⑤認知症カフェの開催 ⑥認知症患者家族に対する個別相談の実施 ⑦認知症初期集中支援事業の開催 ⑧認知症徘徊SOS「ほっと安心」見守りネット ⑨つるおかオレンジ手帳の活用 	随時 随时 毎月 随时 随时 随时 随时 随时	<ul style="list-style-type: none"> ○必要時、連絡箋を用いて、医療機関への情報提供、早期受診へ繋いでいく。初期集中支援チーム等関係者、認知症認定看護師と協力し、退院時支援、介護者支援等に努める。 ○徘徊SOS「ほっと安心」見守りネットは、迅速な対応が出来るように、地域住民や関係者等に事業周知を継続し、関係機関と連携を図っていく。 ○各地域の進捗状況を把握し、生活支援コーディネーターや推進担当者と連携し、認知症カフェ開催の協力と周知に努める。 	随時 随時 随時

重点事項	重点活動方針	具体的事業			
		全市	各センター(内容、時期・回数等)	時期	
4. 地域ケア会議の実施と地域ケアネットワーク体制の推進	<p>地域ケア推進担当者が連携しながら、日常生活圏域ごとに地域ケア会議（個別会議）を実施し、自立支援・課題解決をはじめ、地域課題の把握に努める。地域ケアネットワーク会議等を町内会等の小単位生活圏域で実施し、地域の保健、医療、福祉などの多職種との協働や、インフォーマルサービスなど様々な地域資源による支援体制の構築を図る。</p> <p>総合事業の事業対象者を含む要支援等認定者と要介護1、2を対象に、専門職参加による自立支援型地域ケア会議を開催し、高齢者が自立して暮らすことができるためのケアマネジメント支援や、自立を進めるために不可欠な社会資源等の把握等に努める。</p>	<p>①地域ケア推進合同会議の開催 ②地域ケア会議、地域ケア推進担当者会議、ネットワーク会議の開催 ③医療と介護の連携推進企画会議の開催 ④医療と介護の連携研修会の開催</p>	<p>年1回 年2回</p>	<p>○地域での取り組みや事例を通じ、生活支援コーディネーター等との地域課題の把握や情報共有に努め、併せて地域関係者や関係機関との連携強化を図る。 ○地域ケア個別会議の実施により、多職種間での連携を図り、自立支援や課題解決に向けた支援と評価を継続する。 ○把握した地域課題等を集約し、市介護保険計画策定や介護予防事業に活用されるよう提言する。</p>	<p>随時 随時 随時</p>
5. 総合的な相談支援の確立	高齢者等の様々な相談にワンストップで応じ、適切に保健・医療・福祉サービス、又は各種制度に繋ぎ、総合相談の拠点として機能の充実を図る。潜在している要援護高齢者を早期に発見し、適切な相談支援に繋げる。	<p>①各種相談をワンストップで受け付ける、専門職がチームで支援を行う。 ②学区社協や民生委員定例会議にて要援護高齢者の情報共有 ③地域包括支援センターの周知を図りながら、潜在している要援護者を支援につなげる。</p>	<p>随時 随時 随時</p>	<p>○センター内の情報共有と連携を行い、専門職種が協働し、相談受付機関としての機能の充実を図る。 ○支援困難ケースは、個別会議や専門職会議等を活用し、解決に向けた取り組みや対応後の振り返りを行い、対応力の向上を図る。 ○民協定例会や地域内関係組織との連携から、要援護者に関する情報共有や個別支援を行う。</p>	<p>随時 随時 随時</p>
6. 高齢者の権利擁護の推進	地域の住民、民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、成年後見制度の活用や高齢者虐待対応、消費者被害の防止等の高齢者の権利擁護のための支援をしていく。	<p>①鶴岡市高齢者虐待対応・権利擁護業務の手引きの活用支援を行う ②社会福祉士定例会における高齢者虐待事例や成年後見制度支援等に関する事例検討を行い、支援力の向上に努める</p>	<p>通年 毎月</p>	<p>○高齢者虐待防止、成年後見制度の活用、消費者被害防止等について住民等へ周知を図る。周知用の資料、パワーポイントをセンター間で統一したものを作成する。 ○事例検討会を実施し、対応中・終結事例について検討や振り返りを行うことで、対応力の向上を図る。</p>	<p>随時 毎月</p>

重点事項	重点活動方針	具体的事業			
		全市	各センター(内容・時期・回数等)	時期	
7.ケアマネジメントの質の向上・平準化	高齢者の自立支援に向け、介護保険事業者連絡協議会や医療機関等と連携するとともに、介護支援専門員の資質向上を図り、ケアマネジメント支援体制を強化する。 介護支援専門員のケアプラン内容等を検証し、課題の把握に努めるとともに介護保険制度の健全かつ円滑な運営及びケアマネジメントの技術的向上に取組む。	①介護支援専門員の相談窓口の設置 ②介護支援専門員スキルアップ研修の開催 ③居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の資質向上研修会の開催 ④介護支援専門員の支援困難事例等に対する支援 ⑤支援困難事例等マニュアルの活用支援	隨時 1回 1回 隨時 通年	○小規模の居宅介護支援事業所訪問を実施し、地域包括支援センターの体制や機能周知を図り、事業所との連携を強化する。 ・介護支援専門員の相談窓口の周知 ・支援困難事例等マニュアルの活用方法の周知 ○介護支援専門員スキルアップ研修、居宅介護支援事業所主任介護支援専門員研修を企画運営し、資質向上を図る。 ○ケアプラン点検を介護支援専門員と協働で行い、ケアマネジメントの質の向上を図る。	隨時
8.災害時要援護高齢者の把握と救援支援	地域の災害リスクを事前に把握し、地域防災組織等で作成する要援護高齢者の災害時避難支援体制・救援体制について情報収集し効率的、効果的支援につなげる。	①災害時避難場所の周知と避難支援体制の確認 ②地震、風水害などの災害時の支援	隨時 通年	○各地域、町内会等における防災体制及び支援体制等について把握する。 ○センター内での地震、風水害時の対応方法の違いなどを確認し、迅速な対応に努める。	隨時

令和2年度 地域包括支援センター運営活動計画書

地域包括支援センター名： 地域包括支援センターなえづ 管理者名： 南波 紀子

重点事項	重点活動方針	具 体 的 事 業			時期
		全 市	各センター(内容、時期・回数等)		
1. 地域包括支援センターの機能強化	<p>高齢化の進展により、一人暮らし高齢者や認知症高齢者等要援護高齢者が増加の一途をたどる中で、相談内容は多様化・深刻化しているため、センター職員の質の向上を図ると共に、適切に保健、医療、福祉サービス、又は各種制度に繋ぎ、総合相談の拠点として機能の充実を図る。</p> <p>市が運営支援と進捗管理を行うと共に、地域包括支援センター運営協議会による評価、P D C Aサイクルの充実等により、継続的な評価・点検を強化する。地域包括支援センターの取組に関する情報公表を行うことにより市民に開かれた地域包括支援センターを目指す。</p>	<p>①センター職員資質向上研修の実施 ②センター職員の相談支援体制の整備 ③地域包括支援センターヒアリング ④地域包括支援センター運営協議会の開催 ⑤地域包括支援センターの周知及び情報公開</p>	<p>年1回 随時 年1回 年2回 年度内</p>	<p>関連研修等参加を継続し、人材育成基本方針に沿った目標設定や行動評価を継続し資質向上を図る。</p> <p>地域活動や関係機関を通じて相談窓口の周知を継続し、職員間や関係者と速やかな情報共有により総合相談機能の充実を図る。</p> <p>実地指導や各専門職の年度末評価をもとに目標を設定し、達成に向けた具体的な計画立案を計画的に実施する。</p>	通年 通年 通年
2. 介護予防の推進	<p>要介護状態等になることを予防するために、介護予防の意欲を喚起し、日常生活での取組みが継続するよう支援を行い、自立支援に向けた適切なケアマネジメントを行う。自立に向けた行動変容を促し、個人のニーズに応じた適切なサービスや社会資源を活用した目標志向型ケアマネジメントを行う。</p> <p>高齢者が元気な時からの切れ目のない介護予防を継続するため、身近な地域で「住民主体の通いの場づくり」を推進する。</p>	<p>①要支援認定者・事業対象者の介護予防ケアマネジメントの実施 ②高齢者サロンや、介護予防講座の開催及び拡大 ③保健師等資質向上研修会の開催 ④自立支援型地域ケア会議の開催 ⑤総合事業のケアマネジメントの適正な実施</p>	<p>随時 随時 随時 定期 随時</p>	<p>研修参加や情報整理を継続し、制度理解を深め、自立支援に向けた事例を共有する。社会資源や地域の役割を含め、ケアマネジメントを心がける。</p> <p>生活支援コーディネーターと連携し、地域資源等情報を更新しながら、チラシ等で提供し、地域の状況に応じた支援を継続する。</p> <p>多職種による助言をケアマネジメントに活かし、地域に共通する課題や支援策等を関係者で共有しながら、地域づくりや政策形成につなげる。</p>	通年 通年 通年
3. 認知症施策の推進	<p>国の「認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～」を受け、日常生活圏域ごとの社会資源や、地域課題の把握を行い、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療・介護サービスの適切な提供や連携を推進し、地域の見守りなども含めた切れ目のない支援体制の構築を進める。</p> <p>認知症の人や家族の視点を重視し、地域の共生の拠点づくり(認知症カフェなど)を推進する。</p>	<p>①認知症サポーター養成講座の開催 ②認知症ケアパスの活用 ③認知症連絡箋の活用 ④認知症を理解する教室の開催 ⑤認知症カフェの開催 ⑥認知症患者家族に対する個別相談の実施 ⑦認知症初期集中支援事業の開催 ⑧認知症徘徊SOS 「ほっと安心」見守りネット つるおか ⑨つるおかオレンジ手帳の活用</p>	<p>随時 随時 随時 年6回 毎月 随時 随時 随時 随時 随時</p>	<p>地域の進捗状況に合わせた事業の開催協力、周知、勧奨、個別相談等を継続し、学校や企業等を含めた地域への周知啓発を図る。</p> <p>ケアパス活用や、初期集中支援チーム等関係者との協力、医療機関への情報提供、認知症認定看護師と連携し、早期受診、退院時支援、介護者支援等を継続する。</p>	通年 通年

重点事項	重点活動方針	具体的事業			時期
		全市	各センター(内容、時期・回数等)		
4. 地域ケア会議の実施と地域ケアネットワーク体制の推進	<p>地域ケア推進担当者が連携しながら、日常生活圏域ごとに地域ケア会議（個別会議）を実施し、自立支援・課題解決をはじめ、地域課題の把握に努める。地域ケアネットワーク会議等を町内会等の小単位生活圏域で実施し、地域の保健、医療、福祉などの多職種との協働や、インフォーマルサービスなど様々な地域資源による支援体制の構築を図る。</p> <p>総合事業の事業対象者を含む要支援等認定者と要介護1、2を対象に、専門職参加による自立支援型地域ケア会議を開催し、高齢者が自立して暮らすことができるためのケアマネジメント支援や、自立を進めるために不可欠な社会資源等の把握等に努める。</p>	<p>①地域ケア推進合同会議の開催 ②地域ケア会議、地域ケア推進担当者会議、ネットワーク会議の開催 ③医療と介護の連携推進企画会議の開催 ④医療と介護の連携研修会の開催</p>	<p>年1回 随時 年2回</p>	<p>自立支援型地域ケア会議では、多職種による助言をケアマネジメントに活かし、地域に共通する課題や支援策等を関係者で共有しながら、地域づくりや政策形成につなげる。</p> <p>支援困難等個別会議では、地域関係者や他職での連携を図り、自立支援や課題解決に向けた支援と評価を継続する。</p> <p>合同会議や研修参加を継続し、多職種間の情報交換、関係強化を心がける。</p>	通年 通年 通年
5. 総合的な相談支援の確立	高齢者等の様々な相談にワンストップで応じ、適切に保健・医療・福祉サービス、又は各種制度に繋ぎ、総合相談の拠点として機能の充実を図る。潜在している要援護高齢者を早期に発見し、適切な相談支援に繋げる。	<p>①各種相談をワンストップで受け、専門職がチームで支援を行う。 ②学区社協や民生委員定例会議にて要援護高齢者の情報共有 ③地域包括支援センターの周知を図りながら、潜在している要援護者を支援につなげる。</p>	<p>随時 随時 随時</p>	<p>情報共有と連携を密に行い、専門職種が協働し、相談受付機関としての機能の充実を図る。</p> <p>支援困難ケース等、個別会議や専門職会議等を活用し、解決に向けた取り組みや対応後の振り返りを行い、対応力の向上を図る。</p> <p>民協定例会や地域内関係組織との連携から、要援護者に関する情報共有や個別支援を行う。</p>	通年 通年 通年
6. 高齢者の権利擁護の推進	地域の住民、民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、成年後見制度の活用や高齢者虐待対応、消費者被害の防止等の高齢者の権利擁護のための支援をしていく。	<p>①鶴岡市高齢者虐待対応・権利擁護業務の手引きの活用支援を行う ②社会福祉士定例会における高齢者虐待事例や成年後見制度支援等に関する事例検討を行い、支援力の向上に努める</p>	<p>通年 毎月</p>	<p>①高齢者虐待防止、成年後見制度の活用、消費者被害防止等について住民等へ周知を図る。周知用の資料、パワーポイントをセンター間で統一したものを作成する。</p> <p>②事例検討会を実施し、対応中・終結事例について検討や振り返りを行うことで、対応力の向上を図る。</p>	通年 毎月

重点事項	重点活動方針	具体的事業			
		全市		各センター(内容、時期・回数等)	時期
7.ケアマネジメントの質の向上・標準化	高齢者の自立支援に向け、介護保険事業者連絡協議会や医療機関等と連携するとともに、介護支援専門員の資質向上を図り、ケアマネジメント支援体制を強化する。 介護支援専門員のケアプラン内容等を検証し、課題の把握に努めるとともに介護保険制度の健全かつ円滑な運営及びケアマネジメントの技術的向上に取組む。	①介護支援専門員の相談窓口の設置 ②介護支援専門員スキルアップ研修の開催 ③居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の資質向上研修会の開催 ④介護支援専門員の支援困難事例等に対する支援 ⑤支援困難事例等マニュアルの活用支援	随時 1回 1回 随時 通年	小規模の居宅介護支援事業所訪問を実施し、地域包括支援センターの機能周知を図り、事業所との連携を強化する。 ケアプラン点検を介護支援専門員と協働で行い、ケアマネジメントの質の向上を図る。 支援困難事例はマニュアルを活用し、介護支援専門員の後方支援を行う事で、課題解決を図りながらケアマネジメント力の向上を図る。	随時 随時 随時
8.災害時要援護高齢者の把握と救援支援	地域の災害リスクを事前に把握し、地域防災組織等で作成する要援護高齢者の災害時避難支援体制・救援体制について情報収集し効率的、効果的支援につなげる。	①災害時避難場所の周知と避難支援体制の確認 ②地震、風水害などの災害時の支援	随時・ 通年	関係機関と連携し、各地域、町内会等における防災体制及び要援護者の把握状況や支援体制等について把握する。 防災計画、ハザードマップ及び一次二次避難所等の情報更新や地域への情報提供を継続する。	随時 随時

令和2年度 地域包括支援センター運営活動計画書

地域包括支援センター名： 地域包括支援センターくしひき 管理者名： 工藤愛子

重点事項	重点活動方針	具体的事業			
		全市	各センター(内容、時期・回数等)	時期	
1. 地域包括支援センターの機能強化	<p>高齢化の進展により、一人暮らし高齢者や認知症高齢者等要援護高齢者が増加の一途をたどる中で、相談内容は多様化・深刻化しているため、センター職員の質の向上を図ると共に、適切に保健、医療、福祉サービス、又は各種制度に繋ぎ、総合相談の拠点として機能の充実を図る。</p> <p>市が運営支援と進捗管理を行うと共に、地域包括支援センター運営協議会による評価、P D C Aサイクルの充実等により、継続的な評価・点検を強化する。地域包括支援センターの取組に関する情報公表を行うことにより市民に開かれた地域包括支援センターを目指す。</p>	<p>①センター職員資質向上研修の実施 ②センター職員の相談支援体制の整備 ③地域包括支援センターヒアリング ④地域包括支援センター運営協議会の開催 ⑤地域包括支援センターの周知及び情報公開</p>	<p>年1回 年1回 年2回 年度内</p>	<p>○関連研修等へ積極的に参加し、法人のガイドラインに沿った目標設定、運営活動計画を確認しながら、機能の強化を図る。 ○適切な相談対応ができるよう法人3包括間の連携と定例会議内で研修を実施し資質向上を図る。 ○電子会議室やメールを活用し、3包括内で速やかな情報共有を図る。 ○地域行事やサロン、会議の場を利用し、パンフレット等を活用し広く周知を図ると共に、庁舎との連携を密にし迅速な相談対応を行う。</p>	<p>随時 随時 随時 随時</p>
2. 介護予防の推進	<p>要介護状態等になることを予防するために、介護予防の意欲を喚起し、日常生活での取組みが継続するよう支援を行い、自立支援に向けた適切なケアマネジメントを行う。自立に向けた行動変容を促し、個人のニーズに応じた適切なサービスや社会資源を活用した目標志向型ケアマネジメントを行う。</p> <p>高齢者が元気な時からの切れ目ない介護予防を継続するため、身近な地域で「住民主体の通いの場づくり」を推進する。</p>	<p>①要支援認定者・事業対象者の介護予防ケアマネジメントの実施 ②高齢者サロンや、介護予防講座の開催及び拡大 ③保健師等資質向上研修会の開催 ④自立支援型地域ケア会議の開催 ⑤総合事業のケアマネジメントの適正な実施</p>	<p>随時 随時 定期 随時</p>	<p>○生活支援コーディネーター・推進担当者と連携し地域の特性にあわせて独自事業の活用や百歳体操、住民主体のサービスBや通いの場づくりの取り組みを強化していく。定期的に行っている地区的体力測定の成果を数値で示し根拠ある運動として継続し、農閑期の増回を進めしていく。 ○自立支援型ケア会議は2事例参加し多職種による助言や点検結果報告書をケアマネジメントに活かす。 ○研修参加の継続、保健師資質向上研修、伝達研修なども行い個別性に配慮したマネジメントに心がける。 ○定期的に法人内で総合事業に関する情報交換を行っていく。 ○農閑期、感染症等による活動自粛時のKCTの活用をする。 ○介護申請やチェックリストの意味を再確認し適切なサービスの利用につなげる。</p>	<p>通年 通年 通年 随時 通年</p>

重点事項	重点活動方針	具体的事業			時期
		全市	各センター(内容、時期・回数等)		
3.認知症施策の推進	国の「認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～」を受け、日常生活圏域ごとの社会資源や、地域課題の把握を行い、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療・介護サービスの適切な提供や連携を推進し、地域の見守りなども含めた切れ目のない支援体制の構築を進める。 認知症の人や家族の視点を重視し、地域の共生の拠点づくり(認知症カフェなど)を推進する。	①認知症サポーター養成講座の開催 ②認知症ケアパスの活用 ③認知症連絡箇の活用 ④認知症を理解する教室の開催 ⑤認知症カフェの開催 ⑥認知症患者家族に対する個別相談の実施 ⑦認知症初期集中支援事業の開催 ⑧認知症徘徊SOS 「ほっと安心」見守りネットつるおか ⑨つるおかオレンジ手帳の活用	随時 随時 年6回 毎月 随時 随時 随時 随時 随時	○認知症サポーター養成講座は東西南3小学校・櫛引中学校・山添高校で開催、各地区でのサロンで行う。また若い世代を対象に地元大手会社の従業員の研修や学習会などの開催を調整して頂き、更なる地域への周知を図る ○医療機関への情報提供や認知症看護師と連携し、早期受診、退院時の支援や介護者支援を継続していく。 ○徘徊SOSや見守りねっとつるおか等は住民や関係者などに事業周知を継続して行っていく。また関係機関と連携しながら迅速な対応をしていく。 ○くしひき地区の認知症カフェ開催に向けて、情報収集、研修企画、認知症カフェについての学び等を生活支援コーディネーター・推進担当者と計画的に情報共有しながら行っていく。	通年 通年 通年
4.地域ケア会議の実施と地域ケアネットワーク体制の推進	地域ケア推進担当者が連携しながら、日常生活圏域ごとに地域ケア会議(個別会議)を実施し、自立支援・課題解決をはじめ、地域課題の把握に努める。地域ケアネットワーク会議等を町内会等の小単位生活圏域で実施し、地域の保健、医療、福祉などの多職種との協働や、インフォーマルサービスなど様々な地域資源による支援体制の構築を図る。 総合事業の事業対象者を含む要支援等認定者と要介護1、2を対象に、専門職参加による自立支援型地域ケア会議を開催し、高齢者が自立して暮らすことができるためのケアマネジメント支援や、自立を進めるために不可欠な社会資源等の把握等に努める。	①地域ケア推進合同会議の開催 ②地域ケア会議、地域ケア推進担当者会議、ネットワーク会議の開催 ③医療と介護の連携推進企画会議の開催 ④医療と介護の連携研修会の開催	年1回 随時 年2回	○地域ケアネットワーク会議は、地域課題を共有しやすいよう更に小単位で開催し、事例を通じ地域課題の把握と情報共有に努め、地域関係者や関係機関との連携強化を図る。 ○地域ケア個別会議の実施により、地域関係者や多職種間で連携を図り、自立支援や課題解決に向けた支援と評価を継続する。 ○把握した地域課題等を集約し、市介護保険計画策定や介護予防事業に活用されるよう提言する。	随時 随時

重点事項	重点活動方針	具体的事業			時期
		全市	各センター(内容、時期・回数等)		
5.総合的な相談支援の確立	高齢者等の様々な相談にワンストップで応じ、適切に保健・医療・福祉サービス、又は各種制度に繋ぎ、総合相談の拠点として機能の充実を図る。潜在している要援護高齢者を早期に発見し、適切な相談支援に繋げる。	①各種相談をワンストップで受け付け、専門職がチームで支援を行う。 ②学区社協や民生委員定例会議にて要援護高齢者の情報共有 ③地域包括支援センターの周知を図りながら、潜在している要援護者を支援につなげる。	随時 随時 随時	○法人内3包括での情報共有と連携を細やかに行い、専門職種が協働し、相談受付機関としての機能の充実を図る。 ○支援困難ケースは、個別会議や専門職会議等を活用し、解決に向けた取り組みや対応後の振り返りを行い、対応力の向上を図る。 ○民協定例会や地域内関係組織との連携から、要援護者に関する情報共有や個別支援を行う。 ○各種パンフレットやチラシを活用し、地域活動や関係機関を通じて相談窓口の周知を行う。	随時 随時 随時 随時
6.高齢者の権利擁護の推進	地域の住民、民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、成年後見制度の活用や高齢者虐待対応、消費者被害の防止等の高齢者の権利擁護のための支援をしていく。	①鶴岡市高齢者虐待対応・権利擁護業務の手引きの活用支援を行う ②社会福祉士定例会における高齢者虐待事例や成年後見制度支援等に関する事例検討を行い、支援力の向上に努める	通年 毎月	①高齢者虐待防止、成年後見制度の活用、消費者被害防止等について住民等へ周知を図る。周知用の資料、パワーポイントをセンター間で統一したものを作成する。 ②事例検討会を実施し、対応中・終結事例について検討や振り返りを行うことで対応力の向上を図る。	随時 毎月
7.ケアマネジメントの質の向上・標準化	高齢者の自立支援に向け、介護保険事業者連絡協議会や医療機関等と連携とともに、介護支援専門員の資質向上を図り、ケアマネジメント支援体制を強化する。 介護支援専門員のケアプラン内容等を検証し、課題の把握に努めるとともに介護保険制度の健全かつ円滑な運営及びケアマネジメントの技術的向上に取組む。	①介護支援専門員の相談窓口の設置 ②介護支援専門員スキルアップ研修の開催 ③居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の資質向上研修会の開催 ④介護支援専門員の支援困難事例等に対する支援 ⑤支援困難事例等マニュアルの活用支援	随時 1回 1回 随時 通年	○事業所訪問や介護保険事業所と医療機関との情報交換会を実施し、地域包括支援センターの周知と連携の強化を図る。 ○支援困難事例等マニュアルの活用方法周知を行い、居宅介護支援事業所からの相談には関係機関と連携し解決に向け支援する。 ○介護支援専門員スキルアップ研修と、居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の研修の企画運営、ケープラン点検への参加により資質向上を図る。	随時 随時 随時 随時
8.災害時要援護高齢者の把握と救援支援	地域の災害リスクを事前に把握し、地域防災組織等で作成する要援護高齢者の災害時避難支援体制・救援体制について情報収集し効率的、効果的支援につなげる。	①災害時避難場所の周知と避難支援体制の確認 ②地震、風水害などの災害時の支援	随時・通年	○各地区における防災体制及び支援体制等について把握する。 ○地域の実情に合わせて関係機関との連携に努め、ハザードマップ及び一次二次避難所等の情報を更新し公開する。	随時 随時

令和2年度 地域包括支援センター運営活動計画書

地域包括支援センター名： 地域包括支援センターつくし 管理者名： 長谷川 典子

重点事項	重点活動方針	具体的事業			時期
		全市	各センター(内容、時期・回数等)		
1. 地域包括支援センターの機能強化	<p>高齢化の進展により、一人暮らし高齢者や認知症高齢者等要援護高齢者が増加の一途をたどる中で、相談内容は多様化・深刻化しているため、センター職員の質の向上を図ると共に、適切に保健、医療、福祉サービス、又は各種制度に繋ぎ、総合相談の拠点として機能の充実を図る。</p> <p>市が運営支援と進捗管理を行うと共に、地域包括支援センター運営協議会による評価、P D C A サイクルの充実等により、継続的な評価・点検を強化する。地域包括支援センターの取組に関する情報公表を行うことにより市民に開かれた地域包括支援センターを目指す。</p>	<p>①センター職員資質向上研修の実施 ②センター職員の相談支援体制の整備 ③地域包括支援センターヒアリング ④地域包括支援センター運営協議会の開催 ⑤地域包括支援センターの周知及び情報公開</p>	年1回 随時 年1回 年2回 年度内	<p>①事例検討を行いスキルアップを図る。 ②資質向上のために研修会へ参加し、伝達講習会等により知識の共有を図る。</p>	随時 随時
2. 介護予防の推進	<p>要介護状態等になることを予防するために、介護予防の意欲を喚起し、日常生活での取組みが継続するよう支援を行い、自立支援に向けた適切なケアマネジメントを行う。自立に向けた行動変容を促し、個人のニーズに応じた適切なサービスや社会資源を活用した目標志向型ケアマネジメントを行う。</p> <p>高齢者が元気な時からの切れ目ない介護予防を継続するため、身近な地域で「住民主体の通いの場づくり」を推進する。</p>	<p>①要支援認定者・事業対象者の介護予防ケアマネジメントの実施 ②高齢者サロンや、介護予防講座の開催及び拡大 ③保健師等資質向上研修会の開催 ④自立支援型地域ケア会議の開催 ⑤総合事業のケアマネジメントの適正な実施</p>	隨時 随时 随时 定期 随时	<p>①担当地区保健師及び住民と連携を図り、健康講座等の企画・運営を行う。 ②適切な目標設定やサービス選定のために個別性を重視したアセスメントを行う。 ③主体的な活動と生活の質を高めるため適切なサービスへ繋げる。 ④委託先の居宅介護支援事業所と連携を図り、自立した生活を支援する。 ⑤地域の支え合い活動を把握し、情報発信を行う。 ⑥地域の通いの場等に年間を通して参加し、活動が継続できるよう支援する。 ⑦通いの場等がない町内会などに働きかけ、開設に向けた支援を行う。</p>	随時 随時 随时 随时 随时 随时 随时

重点事項	重点活動方針	具体的事業			時期
		全市	各センター(内容、時期・回数等)		
3.認知症施策の推進	国の「認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～」を受け、日常生活圏域ごとの社会資源や、地域課題の把握を行い、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療・介護サービスの適切な提供や連携を推進し、地域の見守りなども含めた切れ目のない支援体制の構築を進める。 認知症の人や家族の視点を重視し、地域の共生の拠点づくり(認知症カフェなど)を推進する。	①認知症サポーター養成講座の開催 ②認知症ケアパスの活用 ③認知症連絡箋の活用 ④認知症を理解する教室の開催 ⑤認知症カフェの開催 ⑥認知症患者家族に対する個別相談の実施 ⑦認知症初期集中支援事業の開催 ⑧認知症徘徊SOS 「ほっと安心」見守りネットつるおか ⑨つるおかオレンジ手帳の活用	随時 随時 年6回 毎月 随時 随時 随時 随時	①複雑・多様化する相談に対して、関係機関との連携を図り、協働での対応に努め、課題の解決に取り組む。 ②高齢者虐待を未然に防止するため、介護者支援や啓発活動を行う。 ③関係機関と連携を図り、消費者被害情報の把握及び啓発活動を行う。 ④担当地区保健師及び住民と連携を図り、健康講座等の企画・運営を行う。	随時 随時 随時 随時
4.地域ケア会議の実施と地域ケアネットワーク体制の推進	地域ケア推進担当者が連携しながら、日常生活圏域ごとに地域ケア会議(個別会議)を実施し、自立支援・課題解決をはじめ、地域課題の把握に努める。地域ケアネットワーク会議等を町内会等の小単位生活圏域で実施し、地域の保健、医療、福祉などの多職種との協働や、インフォーマルサービスなど様々な地域資源による支援体制の構築を図る。 総合事業の事業対象者を含む要支援等認定者と要介護1、2を対象に、専門職参加による自立支援型地域ケア会議を開催し、高齢者が自立して暮らすことができるためのケアマネジメント支援や、自立を進めるために不可欠な社会資源等の把握等に努める。	①地域ケア推進合同会議の開催 ②地域ケア会議、地域ケア推進担当者会議、ネットワーク会議の開催 ③医療と介護の連携推進企画会議の開催 ④医療と介護の連携研修会の開催	年1回 随時 年2回	①高齢者が暮らしやすい地域づくりのため、地域組織と連携を図り、支援体制の強化を図る。 ②在宅生活を支えるための保健・医療・福祉に関連した多職種による支援体制の強化を図る。 ③事例検討会や研修会を実施する。 ④地域の支援ニーズや地域資源の把握のため、町内会や自治会等と情報共有を図る。	随時 随時 随時 随時

重点事項	重点活動方針	具体的事業				時期
		全市	各センター(内容、時期・回数等)			
5.総合的な相談支援の確立	高齢者等の様々な相談にワンストップで応じ、適切に保健・医療・福祉サービス、又は各種制度に繋ぎ、総合相談の拠点として機能の充実を図る。潜在している要援護高齢者を早期に発見し、適切な相談支援に繋げる。	①各種相談をワンストップで受付け、専門職がチームで支援を行う。 ②学区社協や民生委員定例会議にて要援護高齢者情報共有 ③地域包括支援センターの周知を図りながら、潜在している要援護者を支援につなげる。	随時 随時 随時	①複雑・多様化する相談に対して、関係機関との連携を図り、協働での対応に努め、課題の解決に取り組む。 ②高齢者等世帯訪問を実施し、潜在している要援護高齢者の実態把握に努め、相談支援に繋げる。	随時 随時	
6.高齢者の権利擁護の推進	地域の住民、民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、成年後見制度の活用や高齢者虐待対応、消費者被害の防止等の高齢者の権利擁護のための支援をしていく。	①鶴岡市高齢者虐待対応・権利擁護業務の手引きの活用支援を行う ②社会福祉士定例会における高齢者虐待事例や成年後見制度支援等に関する事例検討を行い、支援力の向上に努める	通年 毎月	①成年後見制度普及のため、引き続き啓発・広報活動を行う。 ②成年後見制度の申し立て支援を行う。 ③市と連携し、迅速に多職種で支援を行う。 ④高齢者虐待を未然に防止するため、介護者支援や啓発活動を行う。 ⑤関係機関と連携を図り、消費者被害情報の把握及び啓発活動を行う。	随時 随時 随時 随時 随時	
7.ケアマネジメントの質の向上・標準化	高齢者の自立支援に向け、介護保険事業者連絡協議会や医療機関等と連携するとともに、介護支援専門員の資質向上を図り、ケアマネジメント支援体制を強化する。 介護支援専門員のケアプラン内容等を検証し、課題の把握に努めるとともに介護保険制度の健全かつ円滑な運営及びケアマネジメントの技術的向上に取組む。	①介護支援専門員の相談窓口の設置 ②介護支援専門員スキルアップ研修の開催 ③居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の資質向上研修会の開催 ④介護支援専門員の支援困難事例等に対する支援 ⑤支援困難事例等マニュアルの活用支援	随時 1回 1回 随時 通年	①支援困難事例を抱える介護支援専門員への相談対応を行う。 ②事例検討会や研修会を実施する。 ③地域の支え合い活動を把握し、情報発信を行う。	随時 随時	
8.災害時要援護高齢者の把握と救援支援	地域の災害リスクを事前に把握し、地域防災組織等で作成する要援護高齢者の災害時避難支援体制・救援体制について情報収集し効率的、効果的支援につなげる。	①災害時避難場所の周知と避難支援体制の確認 ②地震、風水害などの災害時の支援	随時 通年	①担当地区の要援護高齢者の災害時避難支援体制・救援体制について情報収集を行う。 ②民生委員と介護支援専門員と連絡をとり、速やかに情報交換を行い災害対策マニュアルに沿って対応する。 ③災害対策マニュアルを年度末更新する。	上半期 随時 下半期	

令和2年度 地域包括支援センター運営活動計画書

地域包括支援センター名： 健楽園地域包括支援センター 管理者名： 佐藤 規子

重点事項	重点活動方針	具体的事業		
		全市	各センター(内容、時期・回数等)	時期
1. 地域包括支援センターの機能強化	<p>高齢化の進展により、一人暮らし高齢者や認知症高齢者等要援護高齢者が増加の一途をたどる中で、相談内容は多様化・深刻化しているため、センター職員の質の向上を図ると共に、適切に保健、医療、福祉サービス、又は各種制度に繋ぎ、総合相談の拠点として機能の充実を図る。</p> <p>市が運営支援と進捗管理を行うと共に、地域包括支援センター運営協議会による評価、P D C Aサイクルの充実等により、継続的な評価・点検を強化する。地域包括支援センターの取組に関する情報公表を行うことにより市民に開かれた地域包括支援センターを目指す。</p>	<p>①センター職員資質向上研修の実施 ②センター職員の相談支援体制の整備 ③地域包括支援センターヒアリング ④地域包括支援センター運営協議会の開催 ⑤地域包括支援センターの周知及び情報公開</p>	<p>年1回 年1回 年2回 年度内</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターの3職種の専門研修、外部研修への積極的に参加する。 ・相談体制においては、学区担当制としながらも、多様化、深刻化している内容に対しては、職種の専門性を活かし適切な役割分担をする。 ・内部の定例会において、情報共有・検討し、責任体制を明確にする。 ・内部研修、定期的及び随時事例検討を実施する。 ・鶴岡市の運営方針をふまえ事業を行い、計画に沿って事業及び業務を実施する。事業所内では業務運営自己評価をもとに評価・点検を行う。 ・多くの機会をとらえ、地域包括支援センターの周知を行う。広報誌を発行する。
2. 介護予防の推進	<p>要介護状態等になることを予防するために、介護予防の意欲を喚起し、日常生活での取組みが継続するよう支援を行い、自立支援に向けた適切なケアマネジメントを行う。自立に向けた行動変容を促し、個人のニーズに応じた適切なサービスや社会資源を活用した目標志向型ケアマネジメントを行う。</p> <p>高齢者が元気な時からの切れ目ない介護予防を継続するため、身近な地域で「住民主体の通いの場づくり」を推進する。</p>	<p>①要支援認定者・事業対象者の介護予防ケアマネジメントの実施 ②高齢者サロンや、介護予防講座の開催及び拡大 ③保健師等資質向上研修会の開催 ④自立支援型地域ケア会議の開催 ⑤総合事業のケアマネジメントの適正な実施</p>	<p>隨時 随时 随时 定期 隨時</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者本人が主体的に目標に取り組めるよう、行動変容につながる動機付けをする。そのためにはアセスメント力を高めたケアマネジメントを行う。 ・地域住民を対象に介護予防講座を開催し心身機能の低下予防を促す。 ・介護予防の意欲を喚起するため、新たなサロンには積極的に参加し、未開催の地域においては広報誌を活用する。 ・保健師会や研修会を通じ情報共有を図り、専門職としての知識を高める。 ・自立支援型地域ケア会議に参加し専門職の意見から介護予防の視点を学びケアマネジメントに活かす。 ・生活支援コーディネーター、町内会、関係機関と連携して地域の通いの場づくり、いきいき百歳体操の立ち上げを働きかける。

重点事項	重点活動方針	具体的事業			時期
		全市	各センター(内容、時期・回数等)		
3.認知症施策の推進	<p>国の「認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～」を受け、日常生活圏域ごとの社会資源や、地域課題の把握を行い、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療・介護サービスの適切な提供や連携を推進し、地域の見守りなども含めた切れ目のない支援体制の構築を進める。</p> <p>認知症の人や家族の視点を重視し、地域の共生の拠点づくり(認知症カフェなど)を推進する。</p>	①認知症サポーター養成講座の開催 ②認知症ケアパスの活用 ③認知症連絡箇の活用 ④認知症を理解する教室の開催 ⑤認知症カフェの開催 ⑥認知症患者家族に対する個別相談の実施 ⑦認知症初期集中支援事業の開催 ⑧認知症徘徊SOS「ほっと安心」見守りネットつるおか ⑨つるおかオレンジ手帳の活用	随時 随時 随時 年6回 毎月 随時 随時 随時 随時	・地域住民に向けて認知症サポーター養成講座の開催や市主催の第1学区で行う「認知症を理解する教室」への協力を通じて、早期発見、早期対応、また地域の見守り体制構築につなげる。 ・地域ケア推進担当者、地域の関係機関と連携し第一小学校、第四小学校での開催を継続実施し認知症の理解を図る。 ・認知症カフェの開催を継続し、認知症の方と家族にとって居心地の良い居場所を提供する。また認知症に関する情報交換や個別相談に応じる。 ・認知症または認知症と疑われる高齢者が適切な医療・介護につながるよう、物忘れ相談の周知や情報連絡箇を活用しスマーズな相談対応に努める。認知症初期集中支援事業の活用を啓発し、適切な対応に努める。 ・地域ケア個別会議等を通して、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう認知症や支援の必要な独居高齢者の見守り体制構築につなげる。 ・認知症サポーター養成講座や様々な機会を通して、認知症徘徊SOS「ほっと安心」見守りネットつるおかの利用啓発を図り、早期対応、発見につなげる。 ・認知症の相談に認知症ケアパス、オレンジ手帳、連絡箇を積極的に活用する。	随時 7月 年2回 月1回 随時 通年 随時 随時 随時
4.地域ケア会議の実施と地域ケアネットワーク体制の推進	地域ケア推進担当者が連携しながら、日常生活圏域ごとに地域ケア会議(個別会議)を実施し、自立支援・課題解決をはじめ、地域課題の把握に努める。地域ケアネットワーク会議等を町内会等の小単位生活圏域で実施し、地域の保健、医療、福祉などの多職種との協働や、インフォーマルサービスなど様々な地域資源による支援体制の構築を図る。 総合事業の事業対象者を含む要支援等認定者と要介護1、2を対象に、専門職参加による自立支援型地域ケア会議を開催し、高齢者が自立して暮らすことができるためのケアマネジメント支援や、自立を進めるために不可欠な社会資源等の把握等に努める。	①地域ケア推進合同会議の開催 ②地域ケア会議、地域ケア推進担当者会議、ネットワーク会議の開催 ③医療と介護の連携推進企画会議の開催 ④医療と介護の連携研修会の開催	年1回 随時 年2回 年2回	・地域ケア推進担当者会議を計画的に開催し、地域課題の把握、事業の進め方を協議する。又、個別ケースにおいては情報共有を図り必要に応じてチームで検討する。 ・随時地域ケア個別会議を開催し、第1学区、第4学区それぞれの個別の課題と地域課題と社会資源を把握するとともにネットワークの構築・連携の強化を図る。 ・自立支援型地域ケア会議へ事例を提出し、専門職のアドバイスを参考に自立支援に向けたマネジメント力の向上に努める。 ・医療と介護の連携研修会へ参加し、多職種と顔の見える関係作りを構築し業務につなげる。	1回/月 随時 年2回 年2回

重点事項	重点活動方針	具体的事業			時期
		全市	各センター(内容、時期・回数等)		
5.総合的な相談支援の確立	高齢者等の様々な相談にワンストップで応じ、適切に保健・医療・福祉サービス、又は各種制度に繋ぎ、総合相談の拠点として機能の充実を図る。潜在している要援護高齢者を早期に発見し、適切な相談支援に繋げる。	①各種相談をワンストップで受け、専門職がチームで支援を行う。 ②学区社協や民生委員定例会議にて要援護高齢者の情報共有 ③地域包括支援センターの周知を図りながら、潜在している要援護者を支援につなげる。	随時 随時 随時	・各種研修に参加し専門職としての資質向上に努め、センター内ではチームとして検討する。関係機関とはそれぞれの役割を理解し連携を図る。 ・定期的に民協定例会に出席し、相談窓口の周知をし、潜在している要援護者情報収集と情報を共有する。また、情報集約後必要に応じ早期に適切な支援に繋げる。 ・地域に出向いた際、事業への参加の場で総合相談窓口としてのPR、周知を図る。包括支援センターの広報誌を作成し周知に活用する。	随時 随時 通年
6.高齢者の権利擁護の推進	地域の住民、民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、成年後見制度の活用や高齢者虐待対応、消費者被害の防止等の高齢者の権利擁護のための支援をしていく。	①鶴岡市高齢者虐待対応・権利擁護業務の手引きの活用支援を行う ②社会福祉士定例会における高齢者虐待事例や成年後見制度支援等に関する事例検討を行い、支援力の向上に努める	通年 毎月	・鶴岡市高齢者虐待対応・権利擁護業務の手引きを活用して、成年後見制度、高齢者虐待、消費者被害防止等の対応を行い、3職種が気づきの目を持ち、必要な支援につなげる。 ・民協定例会においては成年後見制度利用促進、高齢者虐待防止、消費者被害予防の早期発見の啓発を行う。 ・地域サロンなどの機会を活用し、消費者被害予防や高齢者虐待防止及び成年後見制度活用の啓発を行う。 ・内部では虐待事例、困難事例の検討会を適宜行い、また専門研修に参加し資質向上を図る。	通年 随時 随時 随時
7.ケアマネジメントの質の向上・標準化	高齢者の自立支援に向け、介護保険事業者連絡協議会や医療機関等と連携するとともに、介護支援専門員の資質向上を図り、ケアマネジメント支援体制を強化する。 介護支援専門員のケアプラン内容等を検証し、課題の把握に努めるとともに介護保険制度の健全かつ円滑な運営及びケアマネジメントの技術的向上に取組む。	①介護支援専門員の相談窓口の設置 ②介護支援専門員スキルアップ研修の開催 ③居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の資質向上研修会の開催 ④介護支援専門員の支援困難事例等に対する支援 ⑤支援困難事例等マニュアルの活用支援	随時 1回 1回 随時 通年	・担当地域の居宅介護支援事業所を訪問し、地域や介護支援専門員の課題の把握に努める。また、情報交換等を行い連携の強化に努める。 ・担当地域の居宅介護支援事業所と共に事例を通し勉強会を開催し、チームアプローチ力、個々の対応力の向上に努める。 ・居宅介護支援事業所からの支援困難ケースの対応は、マニュアルに沿って関係機関と連携し、解決に向けて支援する。また、担当介護支援専門員の気づきを促す支援を行う。 ・自立支援型地域ケア会議に参加し、地域の課題、介護支援専門員の課題の把握に努める。	随時 随時 通年 通年
8.災害時要援護高齢者の把握と救援支援	地域の災害リスクを事前に把握し、地域防災組織等で作成する要援護高齢者の災害時避難支援体制・救援体制について情報収集し効率的、効果的支援につなげる。	①災害時避難場所の周知と避難支援体制の確認 ②地震、風水害などの災害時の支援	随時・ 通年	・昨年度第1学区では第1学区防災ネットワークが立ち上がった。地域の関係機関・団体とネットワーク構築を図っていく中で、要援護高齢者の把握や避難支援体制の効果的支援について協同で取り組む。 ・第4学区では町内会役員と共に地域でできる見守り活動用のチラシを作成した。その活動を通して、要援護高齢者の避難支援体制を把握し、ともに考え支援につなげる。 ・災害時は要援護高齢者の安否確認と避難支援及びその後の支援を行う。	通年・ 発生時

令和2年度 地域包括支援センター運営活動計画書

地域包括支援センター名： 永寿荘地域包括支援センター 管理者名： 清和 ゆう

重点事項	重点活動方針	具体的事業			
		全市	各センター(内容、時期・回数等)	時期	
1. 地域包括支援センターの機能強化	<p>高齢化の進展により、一人暮らし高齢者や認知症高齢者等要援護高齢者が増加の一途をたどる中で、相談内容は多様化・深刻化しているため、センター職員の質の向上を図ると共に、適切に保健、医療、福祉サービス、又は各種制度に繋ぎ、総合相談の拠点として機能の充実を図る。</p> <p>市が運営支援と進捗管理を行うと共に、地域包括支援センター運営協議会による評価、P D C Aサイクルの充実等により、継続的な評価・点検を強化する。地域包括支援センターの取組に関する情報公表を行うことにより市民に開かれた地域包括支援センターを目指す。</p>	①センター職員資質向上研修の実施 ②センター職員の相談支援体制の整備 ③地域包括支援センターヒアリング ④地域包括支援センター運営協議会の開催 ⑤地域包括支援センターの周知及び情報公開	年1回 随时 年1回 年2回 年度内	①包括外部の研修会参加や包括内部の伝達研修を実施し職員の資質向上を図る。 ②3職種がチームとして関わり、包括内でケース検討しながら、必要な関係機関と連携を図り適切な相談支援を行う。 ③民協の定例会など地域関係機関に足を運び、顔の見える関係構築に努める。 ④ホームページでセンター情報の公開をする。また地域に出向き、ちらし等を使用して、地域包括支援センターの周知活動を継続的に行う。	随时 通年 随时 通年
2. 介護予防の推進	<p>要介護状態等になることを予防するために、介護予防の意欲を喚起し、日常生活での取組みが継続するよう支援を行い、自立支援に向けた適切なケアマネジメントを行う。自立に向けた行動変容を促し、個人のニーズに応じた適切なサービスや社会資源を活用した目標指向型ケアマネジメントを行う。</p> <p>高齢者が元気な時からの切れ目のない介護予防を継続するため、身近な地域で「住民主体の通いの場づくり」を推進する。</p>	①要支援認定者・事業対象者の介護予防ケアマネジメントの実施 ②高齢者サロンや、介護予防講座の開催及び拡大 ③保健師等資質向上研修会の開催 ④自立支援型地域ケア会議の開催 ⑤総合事業のケアマネジメントの適正な実施	随时 随时 随时 定期 随时	①要支援認定者・事業対象者の介護予防ケアマネジメントの実施、及び委託ケースのマネジメント支援 ②サロンの立ち上げに向けた取り組みや介護予防講座の実施を拡げ、地域に通いの場を増やす取り組みをする。(サロン活動等の後方支援) ③保健師会議で企画している介護予防ケアマネジメントに関する勉強会で得た情報を包括内部でも共有するため、伝達研修会を実施し、職員の資質向上を図る。 ④自立支援型地域ケア会議で事例提供し、各自のマネジメント力の向上に努める。また、他ケアマネ事例の会議を傍聴することで専門職のアドバイスを参考に委託ケースの自立支援を促す。 ⑤総合事業のケアマネジメントの適正な実施に向け、研修等に参加し、委託ケアマネに伝達できるようにする。	通年 通年 随时 随时 随时

重点事項	重点活動方針	具体的事業			時期
		全市	各センター(内容、時期・回数等)		
3.認知症施策の推進	<p>国の「認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)」へ認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて~」を受け、日常生活圏域ごとの社会資源や、地域課題の把握を行い、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療・介護サービスの適切な提供や連携を推進し、地域の見守りなども含めた切れ目のない支援体制の構築を進める。</p> <p>認知症の人や家族の視点を重視し、地域の共生の拠点づくり(認知症カフェなど)を推進する。</p>	①認知症サポーター養成講座の開催 ②認知症ケアパスの活用 ③認知症連絡箋の活用 ④認知症を理解する教室の開催 ⑤認知症カフェの開催 ⑥認知症患者家族に対する個別相談の実施 ⑦認知症初期集中支援事業の開催 ⑧認知症徘徊SOS 「ほっと安心」見守りネットつるおか ⑨つるおかオレンジ手帳の活用	隨時 随时 随时 年6回 毎月 随时 随时 随时 随时	①地域で認知症サポーター養成講座を開催し、認知症の正しい知識習得と対応力をアップすることで地域内での早期発見・支え合う地域づくりに繋ぐ。(福祉学習等の働きかけを行う。) ②認知症の人や家族の個別相談を受ける際には認知症関連の事業・制度の紹介をしながら、個別に支援を検討し、地域で安心して暮らし続けるために迅速に対応をする。 ③包括で支援困難と判断したケースは早期に初期集中チームに繋ぎ適切なアドバイスのもと支援を行う。 ④認知症地域支援推進員の活動の支援と協力をを行う。 ⑤法人で実施している認知症カフェの運営に関わり、地域に開かれた気軽に集まれる居場所となれるように法人職員間で協力する。	随时 毎月 随时 毎月 随时
4.地域ケア会議の実施と地域ケアネットワーク体制の推進	地域ケア推進担当者が連携しながら、日常生活圏域ごとに地域ケア会議(個別会議)を実施し、自立支援・課題解決をはじめ、地域課題の把握に努める。地域ケアネットワーク会議等を町内会等の小単位生活圏域で実施し、地域の保健、医療、福祉などの多職種との協働や、インフォーマルサービスなど様々な地域資源による支援体制の構築を図る。 総合事業の事業対象者を含む要支援等認定者と要介護1、2を対象に、専門職参加による自立支援型地域ケア会議を開催し、高齢者が自立して暮らすことができるためのケアマネジメント支援や、自立を進めるために不可欠な社会資源等の把握等に努める。	①地域ケア推進合同会議の開催 ②地域ケア会議、地域ケア推進担当者会議、ネットワーク会議の開催 ③医療と介護の連携推進企画会議の開催 ④医療と介護の連携研修会の開催	年1回 随时 随时 年2回	①地域ケア推進担当者会議を毎月開催し、課題の把握や情報交換、個別ケースの検討を行う。 ②学区社協や地区社協と連携し地域ケア会議や地域ケアネットワーク会議を開催し、地域のネットワーク構築のための支援を継続して行う。(コーディネーターとも連携する) ③地域ケア個別会議や自立支援型地域ケア会議によって明らかになった個別課題を通して、地域課題の把握に努め、必要な地域支援を行う。 ④医療と介護の連携研修会等に参加する。	月1回・適宜 随时 随时 年2回

重点事項	重点活動方針	具体的事業			時期
		全市	各センター(内容、時期・回数等)		
5.総合的な相談支援の確立	高齢者等の様々な相談にワンストップで応じ、適切に保健・医療・福祉サービス、又は各種制度に繋ぎ、総合相談の拠点として機能の充実を図る。潜在している要援護高齢者を早期に発見し、適切な相談支援に繋げる。	①各種相談をワンストップで受付け、専門職がチームで支援を行う。 ②学区社協や民生委員定例会議にて要援護高齢者の情報共有 ③地域包括支援センターの周知を図りながら、潜在している要援護者を支援につなげる。	随時 随時 随時	①関係機関と連携・情報共有を図り、協働した対応を行う。 ②地域包括支援センターのちらしを配布し、周知活動を継続する。地域の三者会議に参加できるように働きかける。 ③民生委員と情報共有しながら地域に潜在している要援護者の把握に努め、早期対応ができるようにする。また学区や地域の会食会で独居者の実態の把握をしながら、異常の早期発見や対応、また介護予防に繋ぐ。	通年 通年 随時
6.高齢者の権利擁護の推進	地域の住民、民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、成年後見制度の活用や高齢者虐待対応、消費者被害の防止等の高齢者の権利擁護のための支援をしていく。	①鶴岡市高齢者虐待対応・権利擁護業務の手引きの活用支援を行う ②社会福祉士定例会における高齢者虐待事例や成年後見制度支援等に関する事例検討を行い、支援力の向上に努める	通年 毎月	①高齢者虐待事例の勉強会を包括内で行い、資質向上を図り、虐待等の早期発見・対応に繋ぐ。 ②社会福祉士が参加する外部研修を内部で伝達研修として行い、様々な制度や関係機関の役割・機能について学び、専門知識を深める。 ③一人暮らしの会食交流会や地域のサロン等で消費者被害防止について周知を行う。	通年 10月以降 通年
7.ケアマネジメントの質の向上・標準化	高齢者の自立支援に向け、介護保険事業者連絡協議会や医療機関等と連携するとともに、介護支援専門員の資質向上を図り、ケアマネジメント支援体制を強化する。 介護支援専門員のケアプラン内容等を検証し、課題の把握に努めるとともに介護保険制度の健全かつ円滑な運営及びケアマネジメントの技術的向上に取組む。	①介護支援専門員の相談窓口の設置 ②介護支援専門員スキルアップ研修の開催 ③居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の資質向上研修会の開催 ④介護支援専門員の支援困難事例等に対する支援 ⑤支援困難事例等マニュアルの活用支援	随時 1回 1回 随時 通年	①居宅介護支援事業所や小規模多機能の介護支援専門員へ、マネジメントに必要なスキルアップ研修や情報提供を行なながら困難な場面でもすぐに相談できる関係性をつくる。 ②支援困難ケースはマニュアルを活用し、関係機関と連携しながら解決に向け、介護支援専門員の後方支援を行う。	随時
8.災害時要援護高齢者の把握と救援支援	地域の災害リスクを事前に把握し、地域防災組織等で作成する要援護高齢者の災害時避難支援体制・救援体制について情報収集し効率的、効果的支援につなげる。	①災害時避難場所の周知と避難支援体制の確認 ②地震、風水害などの災害時の支援	随時・ 通年	①担当地域の災害時避難場所の確認と周知(サロン等で周知を行う) ②災害マニュアルの見直しを行う。	通年 随時

令和2年度 地域包括支援センター運営活動計画書

地域包括支援センター名： 鶴岡西地域包括支援センター 管理者名： 佐藤 瑞紀

重点事項	重点活動方針	具体的事業			
		全市	各センター(内容、時期・回数等)	時期	
1. 地域包括支援センターの機能強化	<p>高齢化の進展により、一人暮らし高齢者や認知症高齢者等要援護高齢者が増加の一途をたどる中で、相談内容は多様化・深刻化しているため、センター職員の質の向上を図ると共に、適切に保健、医療、福祉サービス、又は各種制度に繋ぎ、総合相談の拠点として機能の充実を図る。</p> <p>市が運営支援と進捗管理を行うと共に、地域包括支援センター運営協議会による評価、P D C Aサイクルの充実等により、継続的な評価・点検を強化する。地域包括支援センターの取組に関する情報公表を行うことにより市民に開かれた地域包括支援センターを目指す。</p>	①センター職員資質向上研修の実施 ②センター職員の相談支援体制の整備 ③地域包括支援センターヒアリング ④地域包括支援センター運営協議会の開催 ⑤地域包括支援センターの周知及び情報公開	年1回 随時 年1回 年2回 年度内	・新型コロナ感染拡大防止の影響で、研修自体が中止や延期であるが、状況や必要性を鑑みながら研修参加を検討する。 ・職員個々が活動計画に伴う具体的な業務内容を定め、評価点検を行しながら達成できるよう努める。 ・市の運営方針を指針とし、センター内の評価点検を定期的に行う。 ・包括支援センターの活動内容や周知方法は、法人広報や地域回覧、ブログ等、あらゆる機会を活用する。	随時
2. 介護予防の推進	<p>要介護状態等になることを予防するために、介護予防の意欲を喚起し、日常生活での取組みが継続するよう支援を行い、自立支援に向けた適切なケアマネジメントを行う。自立に向けた行動変容を促し、個人のニーズに応じた適切なサービスや社会資源を活用した目標志向型ケアマネジメントを行う。</p> <p>高齢者が元気な時からの切れ目ない介護予防を継続するため、身近な地域で「住民主体の通いの場づくり」を推進する。</p>	①要支援認定者・事業対象者の介護予防ケアマネジメントの実施 ②高齢者サロンや、介護予防講座の開催及び拡大 ③保健師等資質向上研修会の開催 ④自立支援型地域ケア会議の開催 ⑤総合事業のケアマネジメントの適正な実施(内部会議)	随時 随時 随時 定期 随時	・住民の集う場へ積極的に出向き、介護予防の普及啓発や、「通いの場」等の立ち上げ勧奨支援を生活支援コーディネーターと連携しながら取り組んでいく。また、地域住民や関係団体、関係機関と連携し、要支援者の早期発見に努める。 ・自立支援型地域ケア会議の場を活用し、個のケアマネジメント力の向上に努める。 ・担当地域内の地域資源やインフォーマルサービスやサービスB.Cの活用等も含め、個々の対象者にあわせて自立支援にむけたケアマネジメントに努める。	1月

重点事項	重点活動方針	具 体 的 事 業			時期
		全市	各センター(内容、時期・回数等)		
3.認知症施策の推進	国の「認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)」～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～を受け、日常生活圏域ごとの社会資源や、地域課題の把握を行い、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療・介護サービスの適切な提供や連携を推進し、地域の見守りなども含めた切れ目のない支援体制の構築を進める。 認知症の人や家族の視点を重視し、地域の共生の拠点づくり(認知症カフェなど)を推進する。	①認知症サポーター養成講座の開催 ②認知症ケアバスの活用 ③認知症連絡箋の活用 ④認知症を理解する教室の開催 ⑤認知症カフェの開催 ⑥認知症患者家族に対する個別相談の実施 ⑦認知症初期集中支援事業の開催 ⑧認知症徘徊SOS 「ほっと安心」見守りネットつるおか ⑨つるおかオレンジ手帳の活用	随時 随時 随時 年6回 毎月 随時 随時 随時 随時	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ケア推進担当者と連携しながら、様々な機会や世代間を通して、認知症サポーター養成講座を開催できるように働きかける。 ・情報連絡箋とケアバスの活用。 ・認知症患者家族が相談しやすいように地域ケア推進担当者で情報共有し、役割分担しながらアプローチする。 ・認知症徘徊SOS登録事業の支援。 ・オレンジ手帳の活用についてセンター内で共有する。 ・認知症の相談を受けた際に、認知症初期集中支援や「ほっと安心」等、認知症に関する社会資源に繋げ、本人家族とも安心し暮らせるような支援体制構築を進める。 ・担当地域にある認知症カフェの運営協力をしながら、家族ケアの視点を重点的にいれながら継続と発展を進めしていく。 	12月 随時
4.地域ケア会議の実施と地域ケアネットワーク体制の推進	地域ケア推進担当者が連携しながら、日常生活圏域ごとに地域ケア会議(個別会議)を実施し、自立支援・課題解決をはじめ、地域課題の把握に努める。地域ケアネットワーク会議等を町内会等の小単位生活圏域で実施し、地域の保健、医療、福祉などの多職種との協働や、インフォーマルサービスなど様々な地域資源による支援体制の構築を図る。 総合事業の事業対象者を含む要支援等認定者と要介護1、2を対象に、専門職参加による自立支援型地域ケア会議を開催し、高齢者が自立して暮らすことができるためのケアマネジメント支援や、自立を進めるために不可欠な社会資源等の把握等に努める。	①地域ケア推進合同会議の開催 ②地域ケア会議、地域ケア推進担当者会議、ネットワーク会議の開催 ③医療と介護の連携推進企画会議の開催 ④医療と介護の連携研修会の開催	年1回 随時 年2回	<ul style="list-style-type: none"> ・各担当区地域ケア推進担当者会議開催し、地域ケアネットワーク構築の進捗状況や地域課題の把握や検討。 ・地域ケア個別会議から個の課題解決と地域の課題を把握し、地域住民と情報共有しながら必要な資源につなげる。 ・小単位圏域での地域ケアネットワーク会議、住民座談会等の開催働きかけを行う。 ・担当地域の地域課題を生活支援コーディネーターに伝達できるよう集約し、ネットワーク構築を進めていく。 ・鶴岡市福祉計画や自殺対策計画に則りながら担当地域の地域課題に焦点をあて、地域福祉の向上を進めていく。 	5月 8月10月 随時

重点事項	重点活動方針	具体的事業			
		全市	各センター(内容、時期・回数等)	時期	
5.総合的な相談支援の確立	高齢者等の様々な相談にワンストップで応じ、適切に保健・医療・福祉サービス、又は各種制度に繋ぎ、総合相談の拠点として機能の充実を図る。潜在している要援護高齢者を早期に発見し、適切な相談支援に繋げる。	①各種相談をワンストップで受付け、専門職がチームで支援を行う。 ②学区社協や民生委員定例会議にて要援護高齢者情報共有 ③地域包括支援センターの周知を図りながら、潜在している要援護者を支援につなげる。 ④地域包括支援センター全体研修会の実施(いのち支える鶴岡市自殺対策計画、こころの健康新たん対応力向上)	随時 随時 随時 年1回	・多様な相談に対して、チームで情報共有や検討を行いながら、適切な関係機関につなぐ等の連携をはかる。 ・民協定例会に出席し、要援護高齢者の情報共有・支援を迅速に行う。又、ネットワーク会議を通して、地域住民の見守り体制構築にあたる。 ・担当圏域の様々な方面に向けてセンターの周知をはかり、地域住民の身近な総合相談窓口の拠点を目指す。	毎月 必要時
6.高齢者の権利擁護の推進	地域の住民、民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、成年後見制度の活用や高齢者虐待対応、消費者被害の防止等の高齢者の権利擁護のための支援をしていく。	①鶴岡市高齢者虐待対応・権利擁護業務の手引きの見直しと活用支援を行う ②社会福祉士定例会における高齢者虐待事例や成年後見制度支援等に関する事例検討を行い、支援力の向上に努める	通年 毎月	・支援困難な相談に対応できるよう、専門職の研修会開催し、資質向上を図る。 ・担当区の民生委員や地域の関係機関、介護サービス事業所に高齢者虐待や権利擁護の周知や研修会を積極的にい、高齢者の権利擁護のための支援を行う。 ・駐在所や関係機関と連携し、消費者被害や虐待等の権利擁護関連の情報共有や周知を行う。	随時
7.ケアマネジメントの質の向上・標準化	高齢者の自立支援に向け、介護保険事業者連絡協議会や医療機関等と連携するとともに、介護支援専門員の資質向上を図り、ケアマネジメント支援体制を強化する。介護支援専門員のケアプラン内容等を検証し、課題の把握に努めるとともに介護保険制度の健全かつ円滑な運営及びケアマネジメントの技術的向上に取組む。	①介護支援専門員の相談窓口の設置 ②介護支援専門員スキルアップ研修の開催 ③居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の資質向上研修会の開催 ④介護支援専門員の支援困難事例等に対する支援 ⑤支援困難事例等マニュアルの活用支援	随時 1回 1回 随時 通年	・専門職定例会に参加し、個別ケースや事例検討から介護支援専門員のニーズを把握し、関係機関の社会資源の情報と提供し連携体制構築に努める。 ・ニーズに応じて事業所との事例検討会の企画提案し、情報交換や参加者の資質向上を図る。 ・事業所に訪問し、担当圏域の介護支援専門員と相談しやすい関係づくりに努める。 ・支援困難事例については、課題の把握を的確に行い、相談票を用いてサポート内容を検討しながら相談に対応する。 ・適切な助言ができるように、日頃の情報収集や研修会等に参加し、資質向上を目指す。	2月 随時
8.災害時要援護高齢者の把握と救援支援	地域の災害リスクを事前に把握し、地域防災組織等で作成する要援護高齢者の災害時避難支援体制・救援体制について情報収集し効率的、効果的支援につなげる。	①災害時避難場所の周知と避難支援体制の確認 ②地震、風水害などの災害時の支援	随時・ 通年	・昨年度担当地域で共有した災害時に関する地域課題の状況等を確認し、連絡体制の確認をする。 ・災害時に安否確認が必要な要援護者の検討と台帳作成。 ・担当圏域のハザードマップを配布し、職員間で共有する。	随時

令和2年度 地域包括支援センター運営活動計画書

地域包括支援センター名： 地域包括支援センターふじしま 管理者名： 小野寺 陽子

重点事項	重点活動方針	具体的事業			
		全市	各センター(内容、時期・回数等)	時期	
1. 地域包括支援センターの機能強化	<p>高齢化の進展により、一人暮らし高齢者や認知症高齢者等要援護高齢者が増加の一途をたどる中で、相談内容は多様化・深刻化しているため、センター職員の質の向上を図ると共に、適切に保健、医療、福祉サービス、又は各種制度に繋ぎ、総合相談の拠点として機能の充実を図る。</p> <p>市が運営支援と進捗管理を行うと共に、地域包括支援センター運営協議会による評価、P D C A サイクルの充実等により、継続的な評価・点検を強化する。地域包括支援センターの取組に関する情報公表を行うことにより市民に開かれた地域包括支援センターを目指す。</p>	<p>①センター職員資質向上研修の実施 ②センター職員の相談支援体制の整備 ③地域包括支援センターヒアリング ④地域包括支援センター運営協議会の開催 ⑤地域包括支援センターの周知及び情報公開</p>	<p>年1回 随時 年1回 年2回 年度内</p>	<p>①外部の研修会への積極的な参加 ②法人、センター内での勉強会・事例検討、研修の報告等常に情報と知識の共有を図る ③毎朝のミーティングでケースの情報共有と検討を行う ④全戸配布の広報発行で情報発信 ⑤法人のホームページを活用し情報発信</p>	<p>随時 随時 毎日 7月・2月 随時</p>
2. 介護予防の推進	<p>要介護状態等になることを予防するために、介護予防の意欲を喚起し、日常生活での取組みが継続するよう支援を行い、自立支援に向けた適切なケアマネジメントを行う。自立に向けた行動変容を促し、個人のニーズに応じた適切なサービスや社会資源を活用した目標志向型ケアマネジメントを行う。</p> <p>高齢者が元気な時からの切れ目ない介護予防を継続するため、身近な地域で「住民主体の通いの場づくり」を推進する。</p>	<p>①要支援認定者・事業対象者の介護予防ケアマネジメントの実施 ②高齢者サロンや、介護予防講座の開催及び拡大 ③保健師等資質向上研修会の開催 ④自立支援型地域ケア会議の開催 ⑤総合事業のケアマネジメントの適正な実施</p>	<p>随時 随時 随時 定期 随時</p>	<p>①要支援認定者・事業対象者の介護予防ケアマネジメントの実施 ②介護予防教室の積極的開催と拡大 ③自立支援型地域ケア会議への参加 ④生活支援コーディネーターと連携し、通いの場作りの宣伝と支援</p>	<p>随時 随時 9月11月 随時</p>

重点事項	重点活動方針	具体的事業			時期
		全市	各センター(内容、時期・回数等)		
3.認知症施策の推進	国の「認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～」を受け、日常生活圏域ごとの社会資源や、地域課題の把握を行い、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療・介護サービスの適切な提供や連携を推進し、地域の見守りなども含めた切れ目のない支援体制の構築を進める。 認知症の人や家族の視点を重視し、地域の共生の拠点づくり(認知症カフェなど)を推進する。	①認知症サポーター養成講座の開催 ②認知症ケアパスの活用 ③認知症連絡箋の活用 ④認知症を理解する教室の開催 ⑤認知症カフェの開催 ⑥認知症患者家族に対する個別相談の実施 ⑦認知症初期集中支援事業の開催 ⑧認知症徘徊SOS「ほっと安心」見守りネットつるおかの活用 ⑨つるおかオレンジ手帳の活用	①認知症に対する個別相談対応 ②認知症サポーター養成講座の開催 ・公開講座 ・個別依頼 ③認知症関連事業の情報提供 ④認知症連絡箋等の活用 ⑤認知症徘徊SOS「ほっと安心」見守りネットつるおかの情報提供と活用	随時 年6回 毎月 毎月 毎月 毎月 毎月 毎月 毎月 毎月	随時 11月 随時 随時 随時 随時 見守りネットつるおかの情報提供と活用 随時
4.地域ケア会議の実施と地域ケアネットワーク体制の推進	地域ケア推進担当者が連携しながら、日常生活圏域ごとに地域ケア会議(個別会議)を実施し、自立支援・課題解決をはじめ、地域課題の把握に努める。地域ケアネットワーク会議等を町内会等の小単位生活圏域で実施し、地域の保健、医療、福祉などの多職種との協働や、インフォーマルサービスなど様々な地域資源による支援体制の構築を図る。 総合事業の事業対象者を含む要支援等認定者と要介護1、2を対象に、専門職参加による自立支援型地域ケア会議を開催し、高齢者が自立して暮らすことができるためのケアマネジメント支援や、自立を進めるために不可欠な社会資源等の把握等に努める。	①地域ケア推進合同会議の開催 ②地域ケア会議、地域ケア推進担当者会議、ネットワーク会議の開催 ③医療と介護の連携推進企画会議の開催 ④医療と介護の連携研修会の開催	①つながり会議(推進担当者会議)開催 ②ふじしま地域ケア会議開催 ③地域ケア個別会議の開催 ④生活圏域毎の地域ケアネットワーク会議 ⑤医療介護連携研修会等への参加 ⑥生活支援コーディネーターと連携	年1回 年2回	毎月 毎月 毎月・随時 11月・1月・2月 随時

重点事項	重点活動方針	具体的事業			時期
		全市	各センター(内容、時期・回数等)		
5.総合的な相談支援の確立	高齢者等の様々な相談にワンストップで応じ、適切に保健・医療・福祉サービス、又は各種制度に繋ぎ、総合相談の拠点として機能の充実を図る。潜在している要援護高齢者を早期に発見し、適切な相談支援に繋げる。	①各種相談をワンストップで受付け、専門職がチームで支援を行う。 ②学区社協や民生委員定例会議にて要援護高齢者の情報共有 ③地域包括支援センターの周知を図りながら、潜在している要援護者を支援につなげる。	随時	①各種相談の受付とチームによる迅速な対応 ②民協定例会や地域ケア会議にて情報共有 ③多方面にセンターの周知を図り相談支援に繋げる	毎月 随時
6.高齢者の権利擁護の推進	地域の住民、民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、成年後見制度の活用や高齢者虐待対応、消費者被害の防止等の高齢者の権利擁護のための支援をしていく。	①鶴岡市高齢者虐待対応・権利擁護業務の手引きの活用支援を行う ②社会福祉士定例会における高齢者虐待事例や成年後見制度支援等に関する事例検討を行い、支援力の向上に努める	通年 毎月	①広報発行や地域活動を通じ、権利擁護の普及啓発を行う ②関係各機関との連携、協働による迅速な要援護者の支援	随時 随時
7.ケアマネジメントの質の向上・標準化	高齢者の自立支援に向け、介護保険事業者連絡協議会や医療機関等と連携するとともに、介護支援専門員の資質向上を図り、ケアマネジメント支援体制を強化する。 介護支援専門員のケアプラン内容等を検証し、課題の把握に努めるとともに介護保険制度の健全かつ円滑な運営及びケアマネジメントの技術的向上に取組む。	①介護支援専門員の相談窓口の設置 ②介護支援専門員スキルアップ研修の開催 ③居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の資質向上研修会の開催 ④介護支援専門員の支援困難事例等に対する支援 ⑤支援困難事例等マニュアルの活用支援	随時 1回 1回 随時 通年	①困難事例等介護支援専門員の相談対応 ②個別ケア会議の開催による介護支援専門員への支援 ③居宅介護支援事業所に対する情報提供 ④事例検討会の開催	随時 随時 随時 10月
8.災害時要援護高齢者の把握と救援支援	地域の災害リスクを事前に把握し、地域防災組織等で作成する要援護高齢者の災害時避難支援体制・救援体制について情報収集し効率的、効果的支援につなげる。	①災害時避難場所の周知と避難支援体制の確認 ②地震、風水害などの災害時の支援	随時 通年	①災害時の要援護者の安否確認 ②コロナ対応を含めた包括のマニュアル作成と法人協働のマニュアルの整備	随時 通年

令和2年度 地域包括支援センター運営活動計画書

地域包括支援センター名： 地域包括支援センターはぐろ 管理者名： 長南 くに子

重点事項	重点活動方針	具体的事業			
		全市	各センター(内容、時期・回数等)	時期	
1. 地域包括支援センターの機能強化	<p>高齢化の進展により、一人暮らし高齢者や認知症高齢者等要援護高齢者が増加の一途をたどる中で、相談内容は多様化・深刻化しているため、センター職員の質の向上を図ると共に、適切に保健、医療、福祉サービス、又は各種制度に繋ぎ、総合相談の拠点として機能の充実を図る。</p> <p>市が運営支援と進捗管理を行うと共に、地域包括支援センター運営協議会による評価、P D C Aサイクルの充実等により、継続的な評価・点検を強化する。地域包括支援センターの取組に関する情報公表を行うことにより市民に開かれた地域包括支援センターを目指す。</p>	<p>①センター職員資質向上研修の実施 ②センター職員の相談支援体制の整備 ③地域包括支援センターヒアリング ④地域包括支援センター運営協議会の開催 ⑤地域包括支援センターの周知及び情報公開</p>	<p>年1回 年1回 年2回 年度内</p>	<p>・複合的で複雑化した課題にも対応できるよう研修には積極的に参加する。研修参加後は伝達講習を行う。 ・相談対応は専門職性を生かしチームで解決にあたる。訪問初回は複数で行き、それぞれの視点でアセスメントを行い支援方針を設定し実践する。 ・法人目標管理シートを作成し個々に達成すべき目標を設定し、年度末に評価を行う。 ・法人広報誌を活用したり、地域の様々な会議に出席し地域包括支援センターの周知に努める。</p>	<p>随時 随時 7月まで設定 随時</p>
2. 介護予防の推進	<p>要介護状態等になることを予防するために、介護予防の意欲を喚起し、日常生活での取組みが継続するよう支援を行い、自立支援に向けた適切なケアマネジメントを行う。自立に向けた行動変容を促し、個人のニーズに応じた適切なサービスや社会資源を活用した目標志向型ケアマネジメントを行う。</p> <p>高齢者が元気な時からの切れ目ない介護予防を継続するため、身近な地域で「住民主体の通いの場づくり」を推進する。</p>	<p>①要支援認定者・事業対象者の介護予防ケアマネジメントの実施 ②高齢者サロンや、介護予防講座の開催及び拡大 ③保健師等資質向上研修会の開催 ④自立支援型地域ケア会議の開催 ⑤総合事業のケアマネジメントの適正な実施</p>	<p>随時 随時 定期 随時</p>	<p>・要支援認定者、事業対象者の自立支援に資したマネジメント、計画書の作成に努め、的確な給付管理を行う。 ・地域のサロン等に出向き、介護予防講座を開催する。各団体の特性を理解しニーズを汲み取った内容とし、生活支援体制整備事業と一緒に実施する。 ・自立支援型地域ケア会議は、自立における阻害要因を分析した上で会議に臨み、専門職の意見を伺い考察後、対象者が目標達成のために改めて動機づけが行われるようにする。</p>	<p>常時 随時 年2回</p>

重点事項	重点活動方針	具体的事業			時期
		全市	各センター(内容、時期・回数等)		
3.認知症施策の推進	国の「認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)」へ認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて~」を受け、日常生活圏域ごとの社会資源や、地域課題の把握を行い、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療・介護サービスの適切な提供や連携を推進し、地域の見守りなども含めた切れ目のない支援体制の構築を進める。 認知症の人や家族の視点を重視し、地域の共生の拠点づくり(認知症カフェなど)を推進する。	①認知症サポーター養成講座の開催 ②認知症ケアパスの活用 ③認知症連絡箋の活用 ④認知症を理解する教室の開催 ⑤認知症カフェの開催 ⑥認知症患者家族に対する個別相談の実施 ⑦認知症初期集中支援事業の開催 ⑧認知症徘徊SOS 「ほっと安心」見守りネットつるおか ⑨つるおかオレンジ手帳の活用	随時 随時 随時 年6回 毎月 随時 随時 随時 随時	・住民に認知症の理解を得られるよう認知症サポーター養成講座を開催する。 ・認知症の相談には、認知症ケアパスガイドブックを用いてわかりやすく説明する。 ・認知症連絡箋を活用し、医師へ情報提供を行い早期受診するよう促す。 ・羽黒地域で認知症カフェを開催し、認知症の方やそのご家族、住民が気楽に参加し身近に相談できる場と一緒に理解し学べる場を目指す。 ・認知初期集中支援事業、認知症徘徊SOS事業は、対象者が発生した場合は早急に繋ぐ。	随時 随時 相談時 年2回 随時
4.地域ケア会議の実施と地域ケアネットワーク体制の推進	地域ケア推進担当者が連携しながら、日常生活圏域ごとに地域ケア会議(個別会議)を実施し、自立支援・課題解決をはじめ、地域課題の把握に努める。地域ケアネットワーク会議等を町内会等の小単位生活圏域で実施し、地域の保健、医療、福祉などの多職種との協働や、インフォーマルサービスなど様々な地域資源による支援体制の構築を図る。 総合事業の事業対象者を含む要支援等認定者と要介護1、2を対象に、専門職参加による自立支援型地域ケア会議を開催し、高齢者が自立して暮らすことができるためのケアマネジメント支援や、自立を進めるために不可欠な社会資源等の把握等に努める。	①地域ケア推進合同会議の開催 ②地域ケア会議、地域ケア推進担当者会議、ネットワーク会議の開催 ③医療と介護の連携推進企画会議の開催 ④医療と介護の連携研修会の開催	年1回 随時 年2回	・地域ケア推進担当者会議は定期的に開催し、地域課題の把握と情報交換を行う。 ・支援困難ケースは地域ケア個別会議を開催し、関係機関と情報共有を図り支援方針を設定し課題解決にあたる。 ・生活支援体制整備事業と一体的となり、地域ケアネットワーク会議を開催し、地域の関係機関と連携強化を図る。	毎月 発生時 随時

重点事項	重点活動方針	具体的事業			時期
		全市	各センター(内容、時期・回数等)		
5.総合的な相談支援の確立	高齢者等の様々な相談にワンストップで応じ、適切に保健・医療・福祉サービス、又は各種制度に繋ぎ、総合相談の拠点として機能の充実を図る。潜在している要援護高齢者を早期に発見し、適切な相談支援に繋げる。	①各種相談をワンストップで受付け、専門職がチームで支援を行う。 ②学区社協や民生委員定例会議にて要援護高齢者の情報共有 ③地域包括支援センターの周知を図りながら、潜在している要援護者を支援につなげる。	随時 随時 随時	・羽黒庁舎相談のワンストップ化の特色を生かし、その場で各担当者から情報収集を行いながら、課題には早期解決にあたる。 ・民生委員定例会には毎回出席とし、情報の共有化を図る。 ・地域のサロンや介護予防講座、法人の広報にて地域包括支援センターの周知を図る。また、民生委員定例会やその他会議等においても、情報を収集し潜在している要援護者の把握に努める。	毎月 随時
6.高齢者の権利擁護の推進	地域の住民、民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、成年後見制度の活用や高齢者虐待対応、消費者被害の防止等の高齢者の権利擁護のための支援をしていく。	①鶴岡市高齢者虐待対応・権利擁護業務の手引きの活用支援を行う ②社会福祉士定例会における高齢者虐待事例や成年後見制度支援等に関する事例検討を行い、支援力の向上に努める	通年 毎月	・研修等に積極的に参加し、権利擁護の制度を理解する。 ・成年後見制度を必要とするケースに対しては、申し立ての支援を行う。 ・高齢者虐待発生時は、市高齢者虐待対応・権利擁護業務の手引きに沿い、関係機関と連携しながら解決にあたる。 ・消費者被害に関しては、介護予防講座開催時に具体例を示し被害防止について啓発する。	通年 発生時 発生時 通年
7.ケアマネジメントの質の向上・標準化	高齢者の自立支援に向け、介護保険事業者連絡協議会や医療機関等と連携するとともに、介護支援専門員の資質向上を図り、ケアマネジメント支援体制を強化する。介護支援専門員のケアプラン内容等を検証し、課題の把握に努めるとともに介護保険制度の健全かつ円滑な運営及びケアマネジメントの技術的向上に取組む。	①介護支援専門員の相談窓口の設置 ②介護支援専門員スキルアップ研修の開催 ③居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の資質向上研修会の開催 ④介護支援専門員の支援困難事例等に対する支援 ⑤支援困難事例等マニュアルの活用支援	随時 1回 1回 随時 通年	・介護支援専門員の相談は、随時対応し状況に応じ同行訪問するなり早期解決に努める。 ・支援困難ケースは、地域ケア個別会議を開催し支援方針を設定し、関係機関と連携し課題解決にあたる。	発生時 発生時
8.災害時要援護高齢者の把握と救援支援	地域の災害リスクを事前に把握し、地域防災組織等で作成する要援護高齢者の災害時避難支援体制・救援体制について情報収集し効率的、効果的支援につなげる。	①災害時避難場所の周知と避難支援体制の確認 ②地震、風水害などの災害時の支援	随時・ 通年	・一人暮らしへの訪問時は、緊急連絡カードの確認する。 ・常に要援護者台帳は整理し、防災マップは執務室に備える。要援護者台帳に関しては、「個人情報管理簿」を利用し個人情報の管理を徹底する。	随時 通年

令和2年度 地域包括支援センター運営活動計画書

地域包括支援センター名： 地域包括支援センターあさひ 管理者名： 難波 琴

重点事項	重点活動方針	具体的事業			
		全市	各センター(内容・時期・回数等)	時期	
1. 地域包括支援センターの機能強化	<p>高齢化の進展により、一人暮らし高齢者や認知症高齢者等要援護高齢者が増加の一途をたどる中で、相談内容は多様化・深刻化しているため、センター職員の質の向上を図ると共に、適切に保健、医療、福祉サービス、又は各種制度に繋ぎ、総合相談の拠点として機能の充実を図る。</p> <p>市が運営支援と進捗管理を行うと共に、地域包括支援センター運営協議会による評価、PDCAサイクルの充実等により、継続的な評価・点検を強化する。地域包括支援センターの取組に関する情報公表を行うことにより市民に開かれた地域包括支援センターを目指す。</p>	①センター職員資質向上研修の実施 ②センター職員の相談支援体制の整備 ③地域包括支援センターヒアリング ④地域包括支援センター運営協議会の開催 ⑤地域包括支援センターの周知及び情報公開	年1回 随時 年1回 年2回 年度内	○各種の研修会に積極的に参加し資質向上を図る。また伝達講習の機会を持ち職員全体のスキルアップを図る。 ○相談にはチームで関わり、関連機関と連携し適切な支援を行う。またセンター内のミーティングを定期に行い、情報共有とケースの検討を行う。 ○市の運営方針をもとに市との情報共有・確認を行いながら事業・活動を進めしていく。 ○さまざまな機会・方法で地域包括支援センターの周知活動を継続する。全戸配布の「地域ケア推進だより」も活用する。 ○年間の目標を設定しチームで取り組む。	随時 随時 随時 随時 通年
2. 介護予防の推進	<p>要介護状態等になることを予防するために、介護予防の意欲を喚起し、日常生活での取組みが継続するよう支援を行い、自立支援に向けた適切なケアマネジメントを行う。自立に向けた行動変容を促し、個人のニーズに応じた適切なサービスや社会資源を活用した目標志向型ケアマネジメントを行う。</p> <p>高齢者が元気な時からの切れ目ない介護予防を継続するため、身近な地域で「住民主体の通いの場づくり」を推進する。</p>	①要支援認定者・事業対象者の介護予防ケアマネジメントの実施 ②高齢者サロンや、介護予防講座の開催及び拡大 ③保健師等資質向上研修会の開催 ④自立支援型地域ケア会議の開催 ⑤総合事業のケアマネジメントの適正な実施	随時 随時 随時 定期 随時	○要支援認定者・事業対象者への自立支援に向けた適切なケアマネジメントを実施する。利用者本人が主体的に目標達成にむけ取り組めるよう継続した支援を行う。 ○委託ケースのマネジメント支援を行う。法人内で研修会を開催するなど居宅介護支援事業所との連携を図る。 ○市民福祉課や社協、生活支援コーディネーターと連携しながら、サロンへの協力や立ち上げの支援を行う。また健康教室やサロン、コミセン事業等とダイアップした介護予防の啓発を行い、同時に地域の実情把握も行う。 ○自立支援型地域ケア会議に参加しマネジメント力の向上を目指す。	通年 随時 通年 隨時

重点事項	重点活動方針	具体的事業			
		全市	各センター(内容、時期・回数等)	時期	
3.認知症施策の推進	国の「認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～」を受け、日常生活圏域ごとの社会資源や、地域課題の把握を行い、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療・介護サービスの適切な提供や連携を推進し、地域の見守りなども含めた切れ目のない支援体制の構築を進める。 認知症の人や家族の視点を重視し、地域の共生の拠点づくり(認知症カフェなど)を推進する。	①認知症サポーター養成講座の開催 ②認知症ケアパスの活用 ③認知症連絡箋の活用 ④認知症を理解する教室の開催 ⑤認知症カフェの開催 ⑥認知症患者家族に対する個別相談の実施 ⑦認知症初期集中支援事業の開催 ⑧認知症徘徊SOS 「ほっと安心」見守りネットつるおか ⑨つるおかオレンジ手帳の活用	随時 随時 随時 年6回 毎月 随时 随时 随时 随时 随时	○小・中学生、企業、民生委員等を対象に認知症サポーター養成講座を開催する。昨年度の「地域支え合い活動に関するアンケート」で「認知症見守りに協力できる」と回答した方々への開催も検討する。認知症カフェの紹介も行っていく。 ○地域の集まり、商店や移動販売車等、様々な対象に認知症ミニ講座を開催して理解の促進を図り、地域の支援体制づくりにつなげていく。 ○認知症関連事業の普及・啓発に努め、認知症高齢者とその家族への適切な支援につなげていく。 ○認知症の相談には関連機関と連携しながら早期の受診や適切な支援につなげられるように対応する。認知症連絡箋、初期集中支援事業、オレンジ手帳等も活用していく。 ○認知症カフェを引き続き開催する。内容の充実とともに、サポーターなど一般の方の参加等も検討していく。また、コミセンへの出前カフェなど、地域に合った開催のしかたを検討し発展させていく。	2回+α 随时 通年 随时 随时 随时
4.地域ケア会議の実施と地域ケアネットワーク体制の推進	地域ケア推進担当者が連携しながら、日常生活圏域ごとに地域ケア会議(個別会議)を実施し、自立支援・課題解決をはじめ、地域課題の把握に努める。地域ケアネットワーク会議等を町内会等の小単位生活圏域で実施し、地域の保健、医療、福祉などの多職種との協働や、インフォーマルサービスなど様々な地域資源による支援体制の構築を図る。 総合事業の事業対象者を含む要支援等認定者と要介護1、2を対象に、専門職参加による自立支援型地域ケア会議を開催し、高齢者が自立して暮らすことができるためのケアマネジメント支援や、自立を進めるために不可欠な社会資源等の把握等に努める。	①地域ケア推進合同会議の開催 ②地域ケア会議、地域ケア推進担当者会議、ネットワーク会議の開催 ③医療と介護の連携推進企画会議の開催 ④医療と介護の連携研修会の開催	年1回 随时 年2回	○連絡調整会議を毎月開催し、地域の情報等を各関係機関と共有する。支援が必要なケースについて検討会を行ない、必要時は地域ケア会議につなげる。 ○随時地域ケア個別会議を行い、個別の課題解決を図るとともに地域の課題の把握に努める。 ○地域ケアネットワーク会議を実施し、多職種と協働・地域の支援体制作りにつなげていく。情報交換会を今年度も開催し地域の情報の収集・共有と地域課題の把握に努める。また昨年度の「地域支え合い活動に関するアンケート」の報告も行い、地域力の把握とともに住民主体の支え合いの仕組みづくりへつなげていく。 ○地域ケア推進だよりを発行し全戸に配布する。チームの周知を行うとともに、地域でできる見守りの勧奨なども掲載し地域との関わりに役立てていく。	随时 随时 年1回

重点事項	重点活動方針	具体的事業			
		全市		各センター(内容、時期・回数等)	時期
5.総合的な相談支援の確立	高齢者等の様々な相談にワンストップで応じ、適切に保健・医療・福祉サービス、又は各種制度に繋ぎ、総合相談の拠点として機能の充実を図る。潜在している要援護高齢者を早期に発見し、適切な相談支援に繋げる。	①各種相談をワンストップで受け、専門職がチームで支援を行う。 ②学区社協や民生委員定例会議にて要援護高齢者の情報共有 ③地域包括支援センターの周知を図りながら、潜在している要援護者を支援につなげる。	随時 随時 随時	○関係機関とは常に連携し、各種相談に迅速・適切に対応する。地域ケア推進担当者間でも多問題を抱えるケースや支援困難ケース等を共有し適切な支援につなげる。 ○民生委員定例会議に参加し情報共有を行なう。また個別に連絡・相談等を行うことで連携を深め、潜在している問題等の発見にもつなげていく。 ○地域に出向いたりさまざまな事業等を通したりしてあらゆる機会に地域包括支援センターの周知をはかり、また情報の収集も行う。	随時 随時 随時
6.高齢者の権利擁護の推進	地域の住民、民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、成年後見制度の活用や高齢者虐待対応、消費者被害の防止等の高齢者の権利擁護のための支援をしていく。	①鶴岡市高齢者虐待対応・権利擁護業務の手引きの活用支援を行う ②社会福祉士定例会における高齢者虐待事例や成年後見制度支援等に関する事例検討を行い、支援力の向上に努める	毎月	○昨年度見直しを行ったマニュアルを随時確認しながら対応していく。 ○各研修会に参加したり、定例会内の事例検討や関係機関との情報交換を通して知識を身につけ、資質向上に努める。 ○関係機関との連携や対応等を随時確認し迅速に動いていく。	随時 随時
7.ケアマネジメントの質の向上・標準化	高齢者の自立支援に向け、介護保険事業者連絡協議会や医療機関等と連携するとともに、介護支援専門員の資質向上を図り、ケアマネジメント支援体制を強化する。 介護支援専門員のケアプラン内容等を検証し、課題の把握に努めるとともに介護保険制度の健全かつ円滑な運営及びケアマネジメントの技術的向上に取組む。	①介護支援専門員の相談窓口の設置 ②介護支援専門員スキルアップ研修の開催 ③居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の資質向上研修会の開催 ④介護支援専門員の支援困難事例等に対する支援 ⑤支援困難事例等マニュアルの活用支援	随時 1回 1回 随時 通年	○介護支援専門員の相談には随時対応し解決に向けて支援していく。 ○担当地域の居宅介護支援事業所と定期に連絡会を開催し連携を強化するとともに介護支援専門員の資質向上に取り組む。 ○支援困難事例については関係機関と連携しながら対応、必要時は地域ケア会議を開催する。 ○各研修会の企画運営を行うとともに、研修会など様々な機会を活用して自己研鑽に努め、適切な助言や支援ができるように資質向上を図る。	毎月 随時 随時
8.災害時要援護高齢者の把握と救援支援	地域の災害リスクを事前に把握し、地域防災組織等で作成する要援護高齢者の災害時避難支援体制・救援体制について情報収集し効率的、効果的支援につなげる。	①災害時避難場所の周知と避難支援体制の確認 ②地震、風水害などの災害時の支援	随時 通年	○緊急時対応マニュアルの再確認、緊急時台帳の随時更新。 ○要援護者の把握とマップ作成、各地域の防災体制や支援体制についての情報収集、確認。 ○災害時の要援護者の情報提供、安否確認、支援。関係機関との連携。	随時 随時 随時

令和2年度 地域包括支援センター運営活動計画書

地域包括支援センター名： 地域包括支援センターあつみ 管理者名： 本間久美子

重点事項	重点活動方針	具体的事業			
		全市	各センター(内容、時期・回数等)	時期	
1. 地域包括支援センターの機能強化	<p>高齢化の進展により、一人暮らし高齢者や認知症高齢者等要援護高齢者が増加の一途をたどる中で、相談内容は多様化・深刻化しているため、センター職員の質の向上を図ると共に、適切に保健、医療、福祉サービス、又は各種制度に繋ぎ、総合相談の拠点として機能の充実を図る。</p> <p>市が運営支援と進捗管理を行うと共に、地域包括支援センター運営協議会による評価、P D C Aサイクルの充実等により、継続的な評価・点検を強化する。地域包括支援センターの取組に関する情報公表を行うことにより市民に開かれた地域包括支援センターを目指す。</p>	<p>①センター職員資質向上研修の実施 ②センター職員の相談支援体制の整備 ③地域包括支援センターヒアリング ④地域包括支援センター運営協議会の開催 ⑤地域包括支援センターの周知及び情報公開</p>	年1回 随时 年1回 年2回 年度内	<p>○多様な相談内容に対応できるように関連する研修等に積極的に参加し、自己研鑽に努め職員の資質向上を図る。</p> <p>○地域ケア推進担当者、温海庁舎内関係部署との協力体制を強化し相談支援体制を整える。</p> <p>○健康教室、介護予防講座やサロン、自治会や民生児童委員協議会定例会などの会議の場を活用し、地域包括支援センターの取り組みを紹介し広く周知を行う。</p>	隨時 随时 随时
2. 介護予防の推進	<p>要介護状態等になることを予防するために、介護予防の意欲を喚起し、日常生活での取組みが継続するよう支援を行い、自立支援に向けた適切なケアマネジメントを行う。自立に向けた行動変容を促し、個人のニーズに応じた適切なサービスや社会資源を活用した目標志向型ケアマネジメントを行う。</p> <p>高齢者が元気な時からの切れ目ない介護予防を継続するため、身近な地域で「住民主体の通いの場づくり」を推進する。</p>	<p>①要支援認定者・事業対象者の介護予防ケアマネジメントの実施 ②高齢者サロンや、介護予防講座の開催及び拡大 ③保健師等資質向上研修会の開催 ④自立支援型地域ケア会議の開催 ⑤総合事業のケアマネジメントの適正な実施</p>	随时 随时 随时 定期 随时	<p>○自立支援に向けた適切なアセスメントや目標志向型ケアマネジメントがされているか定期的に確認する。</p> <p>○生活支援コーディネーターや関係機関と連携し、通いの場づくりと共に介護予防講座を開催し介護予防の啓発を行う。</p> <p>○専門職種よりの助言を受け、ケアマネジメント力の向上に努める。</p> <p>○情報を共有し確認しながら総合事業の適正なマネジメントを行う。</p>	随时 随时 年2回 毎月

重点事項	重点活動方針	具体的事業			
		全市	各センター(内容、時期・回数等)	時期	
3.認知症施策の推進	国の「認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～」を受け、日常生活圏域ごとの社会資源や、地域課題の把握を行い、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療・介護サービスの適切な提供や連携を推進し、地域の見守りなども含めた切れ目のない支援体制の構築を進める。 認知症の人や家族の視点を重視し、地域の共生の拠点づくり(認知症カフェなど)を推進する。	①認知症サポーター養成講座の開催 ②認知症ケアパスの活用 ③認知症連絡箋の活用 ④認知症を理解する教室の開催 ⑤認知症カフェの開催 ⑥認知症患者家族に対する個別相談の実施 ⑦認知症初期集中支援事業の開催 ⑧認知症徘徊SOS「ほっと安心」見守りネットつるおか ⑨つるおかオレンジ手帳の活用	随時 随時 年6回 毎月 毎月 毎月 毎月 毎月 毎月 毎月	○認知症を理解する教室の温海地域開催に協力する。 ○庁舎保健師と連携し認知症セミナー(健康講事業)に協力し、地域住民の認知症の理解促進を図る。 ○地域ケア推進担当者で認知症カフェだんだんの毎月開催を支援し、認知症の人や家族の支援、認知症にやさしい地域づくりを進める。 ○認知症ケアパス、連絡箋、徘徊SOS登録などを活用し、早期の受診など適切な医療や介護等の提供につなげる。	5/23 毎月 毎月 毎月 毎月 毎月 毎月 毎月 毎月 毎月
4.地域ケア会議の実施と地域ケアネットワーク体制の推進	地域ケア推進担当者が連携しながら、日常生活圏域ごとに地域ケア会議(個別会議)を実施し、自立支援・課題解決をはじめ、地域課題の把握に努める。地域ケアネットワーク会議等を町内会等の小単位生活圏域で実施し、地域の保健、医療、福祉などの多職種との協働や、インフォーマルサービスなど様々な地域資源による支援体制の構築を図る。 総合事業の事業対象者を含む要支援等認定者と要介護1、2を対象に、専門職参加による自立支援型地域ケア会議を開催し、高齢者が自立して暮らすことができるためのケアマネジメント支援や、自立を進めるために不可欠な社会資源等の把握等に努める。	①地域ケア推進合同会議の開催 ②地域ケア会議、地域ケア推進担当者会議、ネットワーク会議の開催 ③医療と介護の連携推進企画会議の開催 ④医療と介護の連携研修会の開催	年1回 毎月 毎月 年2回	○地域ケア推進担当者が連携し、地域課題の把握と情報共有に努める。地域の関係者や他職種で連携を図り、課題の早期解決に向け支援体制を整える。 ○医療と介護の連携研修会、他職種との意見交換会など企画会議や研修会に積極的に参加する。	毎月 毎月 毎月 毎月

重点事項	重点活動方針	具体的事業			時期
		全市	各センター(内容、時期・回数等)		
5.総合的な相談支援の確立	高齢者等の様々な相談にワンストップで応じ、適切に保健・医療・福祉サービス、又は各種制度に繋ぎ、総合相談の拠点として機能の充実を図る。潜在している要援護高齢者を早期に発見し、適切な相談支援に繋げる。	①各種相談をワンストップで受付け、専門職がチームで支援を行う。 ②学区社協や民生委員定例会議にて要援護高齢者の情報共有 ③地域包括支援センターの周知を図りながら、潜在している要援護者を支援につなげる。	随時 随時 随時	○地域ケア推進担当者間で支援困難ケースの情報共有をし、個別ケース検討を行いながら対応力の向上を図る。 ○民生児童委員定例会や自治会など地域の関係組織との連携から要援護者、または潜在している要援護者の情報共有や個別の支援を行う。	毎月 随時
6.高齢者の権利擁護の推進	地域の住民、民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、成年後見制度の活用や高齢者虐待対応、消費者被害の防止等の高齢者の権利擁護のための支援をしていく。	①鶴岡市高齢者虐待対応・権利擁護業務の手引きの活用支援を行う ②社会福祉士定例会における高齢者虐待事例や成年後見制度支援等に関する事例検討を行い、支援力の向上に努める	通年 毎月	○社会福祉士による内部事例検討会にて専門職としての資質・対応力の向上を図る。 ○介護予防講座など地域のつどいの場にて、成年後見制度の活用や高齢者虐待防止、消費者被害防止等について周知を行う。	毎月 随時
7.ケアマネジメントの質の向上・標準化	高齢者の自立支援に向け、介護保険事業者連絡協議会や医療機関等と連携するとともに、介護支援専門員の資質向上を図り、ケアマネジメント支援体制を強化する。 介護支援専門員のケアプラン内容等を検証し、課題の把握に努めるとともに介護保険制度の健全かつ円滑な運営及びケアマネジメントの技術的向上に取組む。	①介護支援専門員の相談窓口の設置 ②介護支援専門員スキルアップ研修の開催 ③居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の資質向上研修会の開催 ④介護支援専門員の支援困難事例等に対する支援 ⑤支援困難事例等マニュアルの活用支援	随時 1回 1回 随時 通年	○管内に拠点を置く福祉サービス事業所等を収集し情報交換会を実施し、情報共有とサービスの質の向上、連携強化を図る。 ○管内の居宅介護支援事業所、小規模多機能事業所を訪問し、介護支援専門員の後方支援を行う。 ○介護支援専門員スキルアップ研修会、資質向上研修会の企画運営を行い介護支援専門員の資質向上を支援する。	年1回 8~9月 随時
8.災害時要援護高齢者の把握と救援支援	地域の災害リスクを事前に把握し、地域防災組織等で作成する要援護高齢者の災害時避難支援体制・救援体制について情報収集し効率的、効果的支援につなげる。	①災害時避難場所の周知と避難支援体制の確認 ②地震、風水害などの災害時の支援	随時・ 通年	○漁海庁舎担当課や地域の関係組織と連携し、地域の実情に合わせて災害時の要援護者等を把握し情報共有を行い必要な支援を行う。	随時